

# 文化芸術立国の実現

## 総論

平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、本法律にのっとり策定された「文化芸 術の振興に関する基本的な方針」の下、文化芸術の振興に取り組んでいます。

第9章においては、文化庁が進めている文化芸術の振興のための様々な取組について詳し く紹介します。

# 第 文化芸術政策の総合的推進

## ■ 第 4 次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に基づく施策 の推進

## (1) 文化芸術振興の意義

我が国は,諸外国を魅了する有形・無形の文化財を有しているとともに,日本人には地域 に根付いた祭りや踊りに参加する伝統があります。また、我が国では、多様な文化芸術活動 が行われると同時に、日常においても、稽古事や趣味などを通して様々な文化芸術体験が盛 んに行われています。

こうした日本の文化財や伝統等は、世界に誇るべきものであり、これを維持、継承、発展 させることはもとより、日本人自身がその価値を十分に認識した上で、国内外への発信を更 に強化していく必要があります。

また、経済成長のみを追求するのではない、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築 していくことが求められている中、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との 関連性を意識しながら、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展 開がより一層求められています。

他方で、人口減少社会が到来し、地方においては過疎化や少子高齢化等の影響により、都 市部においては単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い 手不足が指摘されています。また、昨今の経済情勢や、厳しさを増す地方の財政状況などか らも、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっています。文化芸術が 生み出す社会への波及効果を、こうした諸課題の改善や解決につなげることも求められてい ます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「2020年東京大会」という。) は、我が国の文化財や伝統等の価値を世界へ発信するとともに、文化芸術が生み出す社会へ の波及効果を生かして、諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築に つなげるまたとない機会です。

我が国は、このような認識の下、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、「文化芸術立 国」を目指して、文化芸術の振興に取り組んでいます。

## (2) 文化芸術振興基本法成立後の文化芸術振興施策の展開

平成13年、文化芸術全般にわたる法律として「文化芸術振興基本法」が制定されました。 この法律は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を推進することを基本とし ながら、文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社 会の実現に貢献することを目的としています。

「文化芸術振興基本法」に基づき、政府は、文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図るため、おおむね5年に1度「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)を策定します。政府は、この基本方針に基づき「文化芸術立国」を目指して文化芸術の振興に取り組んでいます。

## (3) 第4次「文化芸術の振興に関する基本的な方針 |

政府は、これまで第1次基本方針(平成14年12月閣議決定)、第2次基本方針(19年2月閣議決定)、第3次基本方針(23年2月閣議決定)を策定し、各基本方針に基づき、文化振興に取り組んできました。

一方で、第3次基本方針策定後、東日本大震災の発生(平成23年3月)や、2020年東京大会の開催決定(25年9月)、地方創生に向けた取組の一層の推進等、我が国を取り巻く諸情勢の変化がありました。これらの変化を踏まえつつ、2020(平成32)年を見据えた文化芸術振興のための基本的な施策の在り方を定めるために、26年3月、文化審議会に対し第4次基本方針の策定に向けた諮問が行われました。その後、約1年間にわたって、同審議会における審議や文化芸術団体等からのヒアリングを行い、答申案についての国民からの意見募集なども実施し、27年4月16日に答申が取りまとめられました。本答申に基づき、同年5月22日に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(第4次基本方針)が閣議決定されました(図表 2-9-1)。

政府としては、本基本方針に基づき、国家戦略として我が国の文化芸術が振興されることにより、文化芸術資源で未来をつくり、上記で掲げた文化芸術の姿を創出していくことを目指しています。

#### 文化芸術の振興に関する基本的な方針―文化芸術資源で未来をつくる― (第4次基本方針)のポイント

#### <今回の改訂のポイント>

- 〜 対象期間を、2020 年度までのおおむね6年間(平成27年度〜平成32年度) 第3次方針策定時(平成23年2月)以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示(地方創生,2020年東京大会,東日本大震災等)
- 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示

#### 【我が国が目指す文化芸術立国の姿】

- 秋が国が日泊りよれた云州立国の安] **▽ あらゆる**人々が全国様々な場で創作活動への参加,鑑賞体験ができる機会の提供 **▽ 2020年東京大会を契機とする文化ブログラムの全国展開 ▽** 被災地からは復興の姿を,地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信 **▽** 文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出

- 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

#### 【成果目標・成果指標】

収果目標・成果指標] 日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合(2014年1月:50.5%→2020年に約6割へ) 地域の文化的環境に対して満足する国民の割合(2009年11月:52.1%→ 2020年に約6割へ) 寄附活動を行う国民の割合(2009年11月:9.1%→ 2020年に倍増へ) 鑑賞活動をする国民の割合(2009年11月:62.8%→ 2020年に約8割へ) 文化芸術活動をする国民の割合(2009年11月:23.7%→ 2020年に約4割へ) 訪日外国人旅行者数(2014年:1,341万4千人→ 2020年に2000万人へ)

#### 第1 社会を挙げての文化芸術振興

- ✓地方創生:文化芸術、町並み等を地域資源として戦略的に活用し、地方創生の起爆剤に!
   ✓2020年東京大会:全国津々浦々で、あらゆる主体が「文化プログラム」を展開、多くの人々が参画→2016年リオ大会後、オリンピック・ムーブメントを国際的に高める取組を実施し、機運の醸成
   ✓東日本大震災からの復興:文化芸術の魅力で、国内や世界のモデルとなる「新しい東北」の創造

- ✓文化芸術への公的支援を、戦略的投資と位置づけ、文化芸術振興への支援を重点化

#### 第2 文化芸術振興に関する重点施策

文化芸術振興のための5つの重点戦略を定める。

- 重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援
  - ✓芸術の水準向上に直接的な挙引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援 ✓日本と海外との多様な芸術交流など、分野の特性に配慮しつつ、戦略的かつ工夫を凝らした創造活動の推進

  - ✓地域の多様な主体による文化政策の立案✓国内外の芸術家を積極的に地域へ受け入れる取組への支援
  - ✔文化芸術創造都市の全国的ネットワークの充実・強化、観光・産業振興との連携 ✔日本版アーツカウンシル

  - ✔障害者の芸術活動の振興
  - ✓衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興 ✓全国の公演や文化芸術イベント等の情報発信

  - ✓2020年東京大会を見据えたファンドへの協力要請、民間企業等の活動の促進

## 

- ✓雇用の増大を念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材育成・活用
- ✓指定管理者制度の理解の促進
- ✔伝統文化を支える技術・技能の伝承者に対する支援

#### 重点戦略3:文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

- レ文化財の適切な状態での保存・継承 レ文化財の適切な状態での保存・継承 レ文化財の積極的活用による、各地域の地域振興・観光振興等 レ「日本遺産(Japan Heritage)」認定の仕組みの創設 レ歴史文化基本構想による地域の文化財の総合的な保存・活用
- て化遺産への推薦・登録の積極的推進
- ✓水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究

#### 重点戦略4:国内外の文化的多様性や相互理解の促進

- (\*1)ユニータベニュー・歴史的雑造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別をや地域特性を演出できる会場。
  (\*2) MICE:Meeting(企業等のミーティング)、Incentive(企業等の報要・研修旅行)、Convention(国際会議)、Exbition/Event(展示会・イベント)の総称。

  ✔我が国の高度な文化遺産保護に係る知識・技術・経験を活用した国際協力の推進

  ✔東アジア文化都市の取組、東アジアにおける若い世代の芸術家等の交流の推進
- ✔外国人に対する日本語教育の推進

#### 重点戦略5:文化芸術振興のための体制の整備

- 又に表例振典のための体制の整備 ✓ 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実 ✓ 「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針」に基づく取組の推進 ✓ 文化政策の形成に寄与する基礎的なデータの収集や各種調査研究 ✓ デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備

#### 第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法に定める文化芸術振興の基本理念に基づき、以下の事項ごとに具体的施策を定める。

- 文化芸術各分野の振興
- 3 国際交流等の推進 5 国語の正しい理解
- 著作権等の保護及び利用 文化芸術拠点の充実等
- 2 地域における文化芸術振興
- 4 芸術家等の養成及び確保等 6 日本語教育の普及及び充実
- 8 国民の文化芸術活動の充実 10 その他の基盤の整備等

## ①我が国が目指す「文化芸術立国」の姿

第4次基本方針は、対象期間を2020(平成32)年度までの6年間としており、この期間 を通じて我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を初めて明示しました。

#### 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿

- (1) 子供から高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加、鑑賞体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体が提供している。
- (2) 全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各地の文化力を生かしながら、2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。
- (3) 日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となって、国内外へ発信している。
- (4) 2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。

また、第4次基本方針においては、成果目標と成果指標を初めて明示しました。

#### <2020年までの成果目標・成果指標>

成果目標:国民の誇りとして「文化・芸術」が広く挙げられている。

#### 【成果指標】

約6割の国民が日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げることを目指す。

・我が国の誇りとして、「すぐれた文化や芸術」と回答した国民の割合は51.1%。 (内閣府「社会意識に関する世論調査〔2017年1月〕」)

## 成果目標:地域の文化的環境に対して満足する国民の割合が上昇している。 【成果指標】

約6割の国民が地域の文化的環境に満足すると回答することを目指す。

・住んでいる地域の文化的環境(鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的まち なみの保存・整備等)に対して満足していると回答した国民の割合は、53.6%。 (内閣府「文化に関する世論調査〔2016年9月〕|)

#### 成果目標: 寄附文化が醸成されている。

#### 【成果指標】

国民の寄附活動を行う割合が倍増(約20%)することを目指す。

・過去1年間に文化芸術活動に関する寄附を行った割合は9.6%。(内閣府「文化に 関する世論調査〔2016年9月〕|)

## 成果目標:文化芸術の鑑賞活動や創作活動等が広がっている。

#### 【成果指標】

鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割 合が約40%まで増加することを目指す。

- ・ホール、劇場、美術館及び博物館等で直近1年間に鑑賞活動をしたことがある者 は、59.2%。(内閣府「文化に関する世論調査」〔2016年9月〕)
- ・直近1年間に,鑑賞を除く文化芸術活動をしたことがある者の割合は28.1%。(内 閣府「文化に関する世論調査」〔2016年9月〕)

## 成果目標:世界の人々が日本文化の魅力を求めて訪日したり、情報にアクセスしたり する状況を創り出す。

#### 【成果指標】

- ①訪日外国人旅行者数2,000万人を目指す。
- ②海外発信サイト(文化遺産オンライン)への訪問回数が200万回/年となることを 目指す。(平成23年度現在で101万回)
- ③日本の魅力を地域から発信する役目を果たす外国人を増やすため, 在留外国人のうち, 日本語学習者の割合を10%(現在の約1.5倍)とすることを目指す。(2012年は7%)
- ※上記五つの成果目標のうちの上位四つは、2020(平成32)年までの達成が困難であ ることから、文化審議会での議論や調査研究を通じ、成果の達成に向けた取組を速 やかに実施する。

#### ②文化芸術振興に関する重点施策

本基本方針では、諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国 家戦略として「文化芸術立国」を実現するため、以下の五つの重点戦略を強力に進めること にしています。

#### 重点戦略 1:文化芸術活動に対する効果的な支援

我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備しま す。

## 重点戦略 2: 文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸 術振興策の充実

文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図り、もって我が国の文化芸術の永続的な継承・発展を図ります。また、全ての子供や若者が、学校や地域において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子供や若者の育成を図ります。

## 重点戦略 3: 文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに,文化芸術を次世代へ確 実に継承します。また,文化芸術の地域振興,観光・産業振興等への活用を図ります。

#### 重点戦略 4: 国内外の文化的多様性や相互理解の促進

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献します。

#### 重点戦略 5:文化芸術振興のための体制の整備

重点戦略1から重点戦略4までに掲げた各施策を着実に講じていく文化振興のための施設・組織等の体制の整備を行います。

## (4) 文化芸術立国の実現を加速する文化政策(答申)

第4次基本方針の策定以降,文化庁の移転や,2020年東京大会を契機とした文化プログラムの推進による遺産(レガシー)の創出といった文化行政を取り巻く諸状況の変化に伴う,新たな政策ニーズへの対応が文化庁に期待されています。このため,第4次基本方針で示された内容を前提としながら,「文化芸術立国」の実現に向けて,新しい文化行政を展開するに当たって充実すべき点について,文化審議会において集中的な審議を行い,平成28年11月に「文化芸術立国の実現を加速する文化政策(答申)―『新・文化庁』を目指す機能強化と2020年以降への遺産(レガシー)創出に向けた緊急提言―」を取りまとめました(図表2-9-2)。

本答申は、「新・文化庁」が、①文化財や文化芸術の一層の活用や、②文化の領域を幅広く捉えた新しい文化の創造の促進を重視しつつ、観光、産業等関係分野との連携を重視すべきということを提言しています。また、文化政策の目指すべき姿や方向性として、あらゆる人々の文化芸術活動への参画や、文化芸術の生み出す社会的・経済的価値の波及を重視することなどを提言しています。

#### 文化芸術立国の実現を加速する文化政策(答申)の概要

#### 文化芸術立国の実現を加速する文化政策(答申)概要

~「新・文化庁」を目指す機能強化と2020年以降への遺産(レガシー)創出に向けた緊急提言~

#### 第1. 目指すべき姿

#### 【文化庁のあるべき姿】

- ○文化庁は,果たすべき新たな使命として,①文化財や文化芸術の一層の活用と②文化芸術の枠組みを広げ新しい文化芸術創造を促 進する。このため、文化政策を関連分野と緊密に連携しながら総合的に推進する。
- ○常に<u>「現場第一」</u>の原点に立ち,文化庁が国内外の様々な人々や組織・団体とつながり,社会の活性化,地方創生,国際交流にも
- ○オールジャパンの視点に立って,文化芸術各分野の担い手・現場との円滑なコミュニケーションの確保,地域の文化を掘り起こして 魅力を高めていくプログラムの開発,文化政策の総合的推進という観点に十分配慮し,様々な政策を適所で複眼的,相乗的に行う。

#### 【文化政策の目指すべき姿】

○あらゆる人々や場面をつなぐ

居住する地域、年齢、性別、国籍、言葉、障害の有無、経済状況等にかかわらず、あらゆる人々が文化芸術活動に参加できる社 <u>会を実現</u>する。

○新しい文化の創造

食文化などの生活文化、ポップカルチャー、科学技術や産業と結び付き日々生み出される文化も含め、新しい文化を創造する社 会を目指すとともに、地域の文化芸術の魅力を高める。

○社会的・経済的価値等への波及による好循環の創出

文化芸術資源が様々な分野とつながり、活用されることによって生まれた社会的・経済的価値等を、新たな文化芸術活動の振興 へと還元するという好循環を創出する。

○世界水準の文化芸術の創造と世界への発信・交流

海外への戦略的な発信と様々な文化関係者による国境を越えた交流・協働を育む。世界に誇れるトップクラスの文化芸術を創造する。

○文化芸術の担い手が継続的に活動できる環境整備

芸術家や文化芸術団体,文化芸術に関係する技術者・技能者など,文化芸術の担い手の自立した活動に向けて,職業や産業とし て継続した活動を可能とする。

#### 第2. 政策展開や2020年以降の遺産(レガシー)創出の方向性

#### 1. 文化政策の対象を幅広く捉える

- ○メディア芸術,ポップカルチャーなどの<u>新しい文化芸術の萌芽</u>について,有望な人材の発掘,創造や発表の場の確保に向けた支援 を行うため、萌芽期から開花期までを中長期的に支援するなど取組を進める。
- ○情報通信技術をはじめ、AIやビッグデータ、IoT等,多様な科学技術の活用を進め,文化芸術の新たな可能性を拡大する。
- ○芸術作品から日用品という製造物,芸術家から職人という製作者など,芸術から関連する産業まで裾野の広がりを視野に入れた切 れ目のない振興を図るため、当該分野において文化振興の観点に加え産業の振興の観点を踏まえた総合的な施策の推進を図る。
- ○我が国の文化を語る上で不可欠な、食文化など生活文化の一層の振興を図る。
- ○近代以降の文化財も含めて、国内の文化財の保存・活用や近現代の美術の振興に取り組む。
- ○地域に所在する文化財等を地域固有のストーリーも加味しつつ総合的な活用を図るとともに、日本文化の価値を国際的にも分かり <u>やすく発信</u>する。

#### 2. 文化活動の基盤を整える

- ○学齢期や青少年期のみならず、あらゆる世代において、文化芸術教育や体験機会を充実する。
- ○芸術家,地域の伝統芸能の継承者や文化芸術に関する技術者・技能者,アートマネジメント従事者等,<u>文化芸術活動に携わる人材</u> の養成・確保を図る。また、文化ボランティア人材の育成及び確保に向けた取組を一層進めるとともに、専門人材の文化芸術活動 への参加を促進する。
- ○バリアフリー化や作品解説の適切な多言語対応,夜間開館,ユニークベニュー,文化イベントや文化施設等の文化関連情報の発信 等, 文化芸術へのアクセスを拡大する。
- ○日本語教育の質の向上に向け、国内で日本語教育を実施している機関及びその教育内容の質の向上や、日本語教育人材の養成・研 修,日本語教育を通じた国外への日本文化の発信について,関係省庁と連携しながら取組を強化する。
- ○著作物等の適切な保護と利用の促進に向け,技術の発達等を踏まえた制度整備,著作物の流通促進,著作権に関する普及啓発や海 | | 賊版など著作権侵害への対策,海外における著作権制度の整備に対する協力を推進する。
- ○必要な国・地方の予算の確保とあわせて,文化芸術に係る多様な財源を確保する。このため,寄附文化の醸成に向けた取組,文化 芸術に係る税制の改善やその活用に向けた周知の推進など,幅広く文化芸術が支援される方策を検討し,民と官の多様な連携を深 化するよう政策を立案し実施する。

#### 3. 文化政策の形成機能や推進体制を強化する

- ○様々な関連分野との連携強化により,文化芸術資源の持つ潜在力を最大限に引き出すため,文化庁は,政策を総合的に調整し推進 していくための体制の整備に努めるとともに、関係省庁会議を設置する。
- ○国,独立行政法人,地方公共団体,企業,芸術家等,文化芸術団体,文化ボランティア,文化施設等その他関係者の連携・協力を 進め、創造から価値の創出に至るまでの切れ目ない支援に取り組む。文化芸術の担い手が、幅広い企業や商店街、人々や地域と、 これまで以上に結び付くための取組を進める。
- $\bigcirc$ 文化芸術に関する国内外の情報や各種データの収集・分析,将来推計などの<u>調査研究等を継続的に行う機能・ネットワーク</u>が必要 であるとともに、これらの結果を活用し、エビデンスに基づいた政策立案機能を強化する。
- ○国,地方を通じて,文化芸術の政策立案に係る専門的人材を確保する。また,地域のアーツカウンシル機能を強化する観点から, 地域の文化施策推進体制の整備を促進する。さらに、国は全国的なネットワークの中心的機能を果たす。
- ○文化芸術の分野ごとの特性や対象国・地域の人々の興味・関心を見据えながら,戦略的に国際文化交流・協力や日本文化発信を進 <u>める</u>。その際,芸術家やその世界的ネットワーク,<u>在外公館,文化施設,報道機関等と連携</u>して進める。
- ○文化芸術の担い手の自主性にはしっかりと配慮しつつ、効果的な施策の立案、実施、検証、施策への反映に一層取り組む観点から、 国は基本計画の策定とし、全国の地方公共団体に対しても、基本計画の策定を促すことが適当である。

## 2 文化芸術振興のための予算、税制措置、文化審議会

## (1) 平成28年度文化庁予算の概要

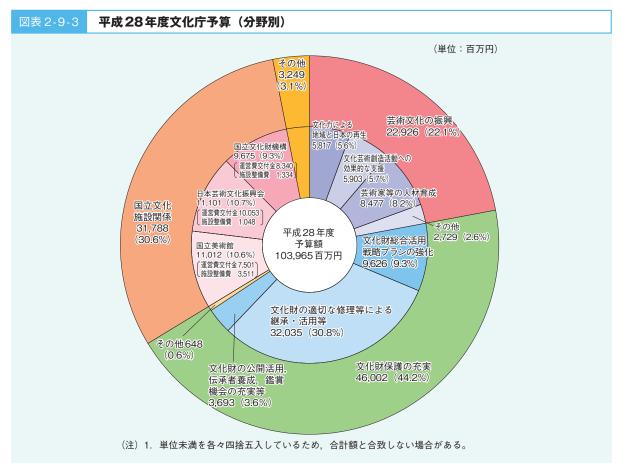
平成28年度予算は、「豊かな文化芸術の創造と人材育成」、「かけがえのない文化財の保存、 活用及び継承等」、「我が国の多彩な文化芸術の発信と国際文化交流の推進」及び「文化発信 を支える基盤の整備・充実 | といった主要施策により、第4次基本方針の重点戦略を推進す る内容となっています(図表 2-9-3)。

「豊かな文化芸術の創造と人材育成」では,文化芸術立国実現に向けた文化プログラムを 推進するための地域の魅力ある文化芸術活動への支援や、子供たちの文化芸術を体験する機 会を拡充するため、芸術団体の創造活動への支援の重点化や、文化芸術による子供の育成事 業などの施策を推進しています。

「かけがえのない文化財の保存,活用及び継承等」では、「日本遺産」など文化遺産を活用 した地域の活性化方策への重点支援や、文化財の保存修理・防災施設などの充実、文化財の 整備・活用などの推進を図っています。

「我が国の多彩な文化芸術の発信と国際文化交流の推進」では、優れた舞台芸術・メディ ア芸術などの戦略的発信,文化遺産保護等国際協力の推進,外国人に対する日本語教育の推 進を図っています。

「文化発信を支える基盤の整備・充実」では、国立文化施設の整備・充実などを通じて、 文化発信の国内基盤を強化し、国民の鑑賞機会の充実を図っています。



## (2)税制措置

#### ①文化芸術団体に対する寄附金に関する税制措置

一般に、企業が寄附を行った場合は、当該寄附金について、一定額まで損金算入すること が認められています。ただし、公益社団・財団法人及び独立行政法人などの特定公益増進法 人等に対する寄附金については、個人については、寄附金控除(所得控除)が、企業などの 法人については、一般の寄附金の損金算入限度額に加えて、更に別枠で損金算入することが 認められています。

特に個人からの寄附に関しては、平成22年から、寄附金控除の適用下限額が「5,000円を 超える額」から「2,000円を超える額」に引き下げられるなど、文化芸術団体に対する支援 をより行いやすいよう措置されています。また、23年度からは、認定NPO法人及び公益社 団・財団法人等への寄附に係る税額控除が導入されました。

#### ②文化財に関する税制措置

文化財の分野でも、重要文化財等として指定、選定、登録された家屋やその敷地について は、固定資産税を非課税や2分の1課税とするなど、所有者が文化財を適切に管理する上で 必要な税制上の優遇措置を講じています。また、重要文化財(土地を除く)を国や地方公共 団体等へ譲渡した場合は所得税が非課税(重要文化財や史跡等に指定された土地について は、特別控除)となり、建造物(登録有形文化財・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的 建造物を含む)とその敷地については、相続税額の算出において、一定の評価減を行うこと とされています。さらに、重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体等に対して譲渡した場 合にかかる所得税の軽減措置(2分の1課税)について時限措置がとられています(平成30 年12月31日まで)。

このほか、公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係 る固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減措置(課税標準2分の1)について時限措 置(平成29年3月31日まで)となっていたところ、当該措置を2年延長しています(31年 3月31日まで)。

また、登録美術品として登録された美術品については、優れた美術品の美術館・博物館に おける公開を促進するために、相続税の物納の特例措置が設けられています。

## (3) 文化審議会

文化庁に設けられている文化審議会では、国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、文 化功労者選考分科会の4分科会のほか、文化政策部会、美術品補償制度部会、世界文化遺 産・無形文化遺産部会を設置し、文化の振興や国際文化交流の振興に関する重要事項などに ついて幅広い観点から調査審議を行っています。

文化審議会は、これまでに政策に関する12の答申などを取りまとめました。文化庁では、 これらを受けて各種施策に取り組んでいます。

## 🛭 文化庁の移転と機能強化

#### (1) 文化庁の移転と機能強化

内閣に置かれているまち・ひと・しごと創生本部では、東京一極集中を是正する観点か ら、政府関係機関の地方移転について道府県等からの提案を踏まえた検討を行い、平成28 年3月に「政府関係機関移転基本方針」を決定しました。

この中で文化庁については、外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務(関係省庁 との調整等)についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創 生や文化財の活用など,文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め,文化庁の 機能強化を図りつつ、数年の内に京都に移転することとされました。

これを受け、平成28年4月に、関係省庁及び京都府・京都市をメンバーとする「文化庁 移転協議会」を設置して具体的な検討を進めるとともに、7月には文化庁職員30人程度を 京都に派遣し、最新のテレビ会議システム等のICTを活用した実証実験を行いました。同 年8月の協議会では、基本的な方針や各工程の具体的な内容について取りまとめるととも に、同年12月の協議会では、29年4月に設置する「地域文化創生本部」の具体的な内容や 本格移転先の候補等について取りまとめました。

今後も引き続き、協議会における取りまとめを踏まえ、文化庁の機能強化及び抜本的な組 織改編等についての検討を進めることとしています。

Column

## 「地域文化創生本部」について

文化庁では平成29年4月から、先行移転の取組として、地元(京都府・京都市・京 都商工会議所・関西広域連合、関西経済連合会等)の協力も得て30人程度の体制で、 「地域文化創生本部」を設置しています。同本部では、文化庁に期待される新たな政策 ニーズに対応した事務・事業を地元の知見やノウハウ等を生かしながら実施することと しています。具体的には、①文化に関する政策調査研究や国際文化交流等、②地域の幅 広い文化芸術資源の活用による地方創生や経済活性化.人材育成等.③文化財を活かし た広域文化観光及びまちづくりの推進やこれらに関するモデル開発等を実施していく予 定であり、こうした取組を通じて、国全体の文化行政におけるメリットや課題を検証す ることとしています。

## (2) 東京国立近代美術館工芸館の石川県への移転

東京国立近代美術館工芸館については、「政府関係機関移転方針」(平成28年3月22日ま ち・ひと・しごと創生本部決定)において、石川県が現工芸館と同規模程度の施設を整備す ることを前提に、文部科学省、国立美術館及び石川県において、数年の内に移転する方向で 更なる検討を進めるとされました。これを受け、国立美術館、石川県、金沢市と調整を図 り、同年8月に「工芸館移転に関する基本的な考え方」を取りまとめ、公表しました。今後 はこの考え方に沿って、平成32年の開館をめどとしつつ、国、国立美術館、石川県、金沢 市で引き続き協議を継続します。

## 4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向 けた文化プログラムの推進

オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、 これまで大会に関連して、芸術競技や芸術展示など、様々な文化活動が実施されてきまし た。とりわけ近年は、文化プログラムを複数年実施する大会が多く見受けられます。

こうした中、2020年東京大会は、文化プログラムを通じて、地域性豊かで魅力ある多様 な文化活動を世界に発信する絶好の機会となります。全国の地方公共団体や芸術家等との連 携の下、地方創生、観光振興等につながる文化プログラムの全国展開を図っていくことが重 要です。

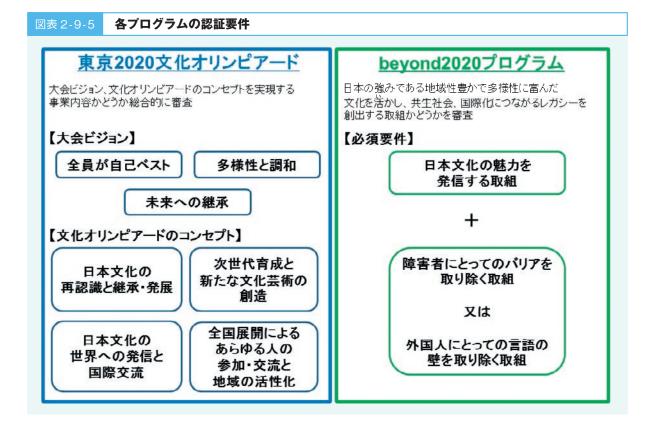
## (1) 文化プログラムについて

現在、2020年東京大会に向けて、「東京2020文化オリンピアード」や「beyond2020プロ グラム」といった文化プログラムの取組が始められています。

これらは大会ビジョン等を踏まえ、日本文化の再認識と継承・発展、次世代育成と新たな 文化芸術の創造、日本文化の世界への発信に資する取組や、成熟社会にふさわしい次世代に 誇れるレガシー(文化遺産)の創出を見据えた取組に対して認証を行うものです。これらを 通して、我が国の文化芸術が一層振興され、更に日本全国でオリンピック・パラリンピック の機運が大いに高まることが期待されています(図表 2-9-4, 2-9-5)。

#### 図表 2-9-4 東京2020大会に向けた文化プログラムの枠組み

	東京オリンピック・パラリン	文化を通じた機運醸成策に関する関係 府省庁等連絡・連携会議		
	東京2020文化	オリンピアード	housed2020	
プログラム	東京2020公認 文化オリンピアード	東京2020応援 文化オリンピアード	beyond2020 プログラム	
	<u>「オリンピック憲章」</u> に基づいて行わ れる公式文化プログラム	<u>「オリンピック憲章」</u> に基づいて行われる公式文化プログラム	2020年以降を見据え、レガシー創出に資する文化プログラム	
概要	東京大会の主なステークホルダー等が 大会ビジョンの実現に相応しい文化芸 術性の高い事業を実施	非営利団体等がオリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業を実施。	営利・非営利を問わず多様な団体が実 施。	
実施主体	組織委員会, 国, 開催都市, 会場所在 地方公共団体, <u>公式スポンサー</u> , JOC, JPC	会場所在地以外の地方公共団体,独立 行政法人を含む <u>非営利団体</u>	文化オリンピアードの実施主体に加えて、公式スポンサー以外の企業も対象	
ロゴマーク	文化 オリンピアード TSC02300 TSC02300	TOKYO 2028 文化 オリンピアード	beyond 2020	



## (2) 文化庁の取組

文化庁においては、文化芸術立国の実現に向け、2020年東京大会の機会を活かし、地域の文化芸術活動への支援等を通じて多様な文化芸術の発展や文化財の活用を図り、文化プログラムの推進を図ることとしています。

このため、文化プログラムのキックオフイベントとして、リオ大会閉会後、2016(平成28)年10月19日から同22日までの間、東京及び京都において「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」を開催しました。文化プログラムを全国展開していくための機運を醸成するため、国内外の著名人による基調講演や、文化による国づくりに向けた宣言「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して」(通称:京都宣言)」を発表しました。このほか、新潟市や金沢市等の各地の意欲的な取組を紹介し、文化的レガシー(遺産)について議論するシンポジウムも開催し、あわせて、車いすダンスの公演や小学生とアイドルグループの合唱、アール・ブリュット作品の展示を行うことにより、様々な担い手による多様な文化活動を国内外に発信しました。

さらに、2017(平成29)年においては文化プログラムとして、東京・上野において国立 美術館・博物館の夜間開館と連動したアートプロジェクト「フライデー・ナイト・ミュージ アム@上野」を開催したほか、文化庁庁舎の一部をアート空間として開放するプロジェクト 「Arts in Bunkacho~トキメキが、爆発だ」を全国芸術系大学コンソーシアムの加盟大学と 連携協力しながら開催しました。

## **1** 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応

## (1) 文化芸術資源の活用による文化GDPの拡大及び経済波及効果の創出

第4次基本方針では、「文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている」ことを「我が国が目指す『文化芸術立国』の姿」の一つに挙げています。

文化芸術資源は、観光地の魅力や、産業の付加価値などを産み出す源です。このため、文化芸術への投資は、文化分野だけではなく教育、福祉、まちづくり、観光・産業等他の様々な産業分野への経済波及効果を生み出します。このため文化庁では、文化芸術資源を活用した経済活性化(文化GDPの拡大)に取り組んでいます。

我が国には、地域における文化財や、マンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術、舞台芸術や各地の芸術祭をはじめとする文化芸術活動など、多様な文化芸術資源が全国に存在します。このため、文化芸術資源の一層の活用や国内外へ向けた地域の文化芸術の魅力の発信を強化することにより、外国人も含めた観光客の増加につなげるとともに、他の産業や地域経済への波及を一層促進するなど、日本経済の活性化に貢献することが求められています。

そこで、文部科学省としては、2020年東京大会に向けた文化プログラム等の実施を契機として、地域の文化芸術活動の魅力を最大化し、地域経済への波及を創出するための取組や、地域の文化財の戦略的活用や適切なサイクルでの修理・美装化により、「文化財で稼ぐ」仕組みへの転換を図るための取組、多様性を包容する文化の力を活用し、障害者、外国人等、あらゆる人々が活躍する場を創出し、文化活動の裾野を拡大するための取組などを進めていくこととしています。

## (2) 我が国の文化資源を活かした地方創生と世界発信

近年,文化芸術を保護・保存するだけでなく,活用することにより教育,福祉,まちづくり,観光・産業等幅広い分野への波及効果を及ぼし,地域活性化や地域課題の解決に貢献している事例が見られます。例えば,「瀬戸内国際芸術祭」(平成26年から)は,28年の第3回では約139億円の経済波及効果を香川県内に及ぼすとともに,地域の活力創出に効果を上

げています。

また、ユネスコ世界文化遺産への登録は、貴重な文化財を次世代に継承するとともに、地 域活性化にも資するものとして大変有意義です。例えば「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、 平成26年6月末のユネスコ世界遺産委員会において正式に世界文化遺産として登録された ことにより、各資産を訪れる観光客数が前年に比べて飛躍的に増加しました(富岡製糸場で は、26年度1年間で約134万人と、25年度1年間(31万人)の4倍以上の来場者を記録)。 このことは、文化財が地域の活性化に貢献している好例と言えますが、このような世界文化 遺産登録を受けた観光振興・地域振興への効果を一過性のもので終わらせるのではなく,今 後も中長期的に継続させていくことが重要です。

このため、平成27年度から、世界文化遺産に登録された地域の活性化を図るため、情報 発信・普及・保護活動等を支援する「文化遺産を活かした地域活性化事業(世界文化遺産活 性化事業)」を実施しています。

今後、このような全国にある地域の文化資源を海外の人にも分かりやすく発信するため、 文化財の本来の価値・魅力を分かりやすく外国人観光客に伝えられるような環境整備を促進 し、文化財等の案内表示・解説等を充実させるための取組を実施する予定です。また、全国 で展開する文化プログラムの情報を国内外に発信するため、多言語機能を付与した文化情報 プラットフォームを構築予定です。

## (3) 文化資産に関するデジタルアーカイブの取組について

我が国の文化や歴史等の理解に欠かすことのできない映画、舞台芸術、アニメ、マンガ、 ゲーム、デザイン、写真、建築、文化財等の文化資産に係る情報のデジタルアーカイブを構 築することは、我が国の多様な文化を保存・継承するとともに、国民が自ら活動に参加し、 新たな文化を創造していくための基盤を形成する意味で重要です。

また、平成27年度から、グラフィック・ファッション・プロダクト等のデザイン分野に ついて、民間におけるアーカイブ構築を促進するため、アーカイブの中核拠点の形成を支援 しています。これらに加え、各分野の特性に応じた保存全般にわたる事項について普及・啓 発を図るシンポジウムを開催しています。

今後は、政府全体として、国立国会図書館等の関係機関と連携しつつ、分野横断的なデジ タルアーカイブの整備を検討しているところです。

# 第2章 文化芸術創造活動の推進

## ■ 文化芸術創造活動の活性化支援

## (1) 文化芸術活動に対する効果的な支援

文化庁では、我が国の文化芸術の振興を図るため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸 能といった分野の芸術水準の向上の直接的な牽引力となる公演を重点的に支援するととも に、各分野の特性に配慮した創造活動を推進しています。平成28年度は、年間活動支援型 32団体、公演事業支援型164件を支援しました。

また、実演芸術の水準向上のための取組や、障害者の優れた芸術活動の調査研究や海外へ の発信等を、芸術団体等からの企画提案を受けて行う「戦略的芸術文化創造推進事業」で は、24件の取組を実施しました。

## (2) 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金は,文化芸術活動に対する援助を継続的・安定的に行うため,平成2年 に設立されました。日本芸術文化振興会において、政府から出資された541億円と民間から の寄附金約126億円計約667億円を原資とし、その運用益をもって文化芸術活動に対する助 成に充てています。寄附金の受付は随時行っており、基金の拡充に努めています。

## 〈芸術文化振興基金からの助成額(平成28年度)〉

- ○芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造・普及活動:7億3,230万円
- ○地域の文化振興を目的として行う活動:2億6.813万円
- ○文化に関する団体が行う文化の振興, 普及活動:1億406万円

## 2 新進芸術家等の人材育成

文化庁では、世界で活躍する新進芸術家等を育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇など の分野において研修・発表の機会を提供しています。特に、「新進芸術家海外研修制度」で は、昭和42年以来、新進芸術家等が海外の大学や芸術団体などで研修を受け、これまで多 数の優秀な芸術家などを輩出しています(図表 2-9-6)。

#### 図表 2-9-6 新進芸術家海外研修制度のこれまでの派遣者の例

奥谷 博	美術:洋画 昭和42年度
森下 洋子	舞踊:バレエ 昭和50年度
絹谷 幸二	美術:洋画 昭和52年度
佐藤しのぶ	音楽: 声楽 昭和59年度
野田 秀樹	演劇:演出 平成4年度
諏訪内晶子	音楽:器楽 平成6年度
野村 萬斎	演劇:狂言師 平成6年度
鴻上 尚史	演劇:演出 平成8年度
崔 洋一	演劇:演出 平成8年度
平山 素子	舞踊:モダンダンス 平成13年度
酒井 健治	音楽:作曲 平成16年度
長塚 圭史	演劇:演出 平成20年度
田中 功起	美術:現代美術 平成21年度
萩原 麻未	音楽:ピアノ 平成21年度

## 3 芸術祭の開催

文化庁では、昭和21年度から毎年秋に芸 術祭を開催しています。平成28年度は、オー プニング公演として「歌い 踊り 奏でる 日本 の四季 を上演したほか、バレエ、演劇、音 楽. 歌舞伎. 能楽. 文楽. 邦舞. 大衆芸能. アジア・太平洋地域の芸能等の18の主催公 演を実施しました。

また, 演劇, 音楽, 舞踊, 大衆芸能の参加 公演部門には168件. テレビ. ラジオ. レ コードの参加作品部門には108件が参加しま した。各部門における審査の結果、優れた公



平成28年度文化庁芸術祭主催公演 国立劇場オープニング公演
「歌い 踊り 奏でる 日本の四季」

演・作品に対して、文部科学大臣から芸術祭各賞が授与されました。

## 4 企業による芸術文化活動への支援

## (1)企業の取組の顕彰

公益社団法人企業メセナ協議会は、企業によるメセナ(芸術・文化振興による社会創造) 活動の活性化を目的として平成2年に設立されました。多様なメセナ活動を顕在化し、その 社会的意義を発信するメセナ認定制度「This is MECENAT | と、優れた活動を表彰する 「メセナアワード | を連動して運営しています。文化庁では、公益社団法人企業メセナ協議 会との連携の下、「メセナアワード」において、芸術文化振興に大きく貢献し、地域活性化 や次世代育成に関わるメセナ活動を顕彰しています。

## (2) 民間の寄附の促進

公益社団法人企業メセナ協議会は、民間の芸術文化活動への寄附を促進するため、「2021 芸術・文化による社会創造ファンド(2021 Arts Fund)」および「助成認定制度」を運営し ています。

## ①2021芸術・文化による社会創造ファンド(2021 Arts Fund)

2020 (平成32) 年から先の文化創造に資するため、地域文化振興及び芸術・文化による 地域創造、芸術・文化を通じた国際交流及び日本文化の国際発信、芸術・文化及びこれを通 じた社会創造を担う人材育成を重点として、寄附者の意向に応じた目的別ファンドを設置す るとともに、目的を達成するための寄附コーディネートを行っています。また、当ファンド の目的に合致し採択された文化芸術活動は、当ファンドを通じて寄附募集をすることができ ます。

#### ②助成認定制度

民間寄附を税制面から促進するための制度です。この制度の認定を受けた文化芸術活動に 対して寄附を行う場合、個人の場合には所得控除又は税額控除、企業などの法人の場合には 一般の寄附金とは別枠での損金算入が認められます(図表 2-9-7)。

#### 図表 2-9-7 企業メセナ協議会の助成認定制度 申請 認定 支援者 審杳委員会 (企業・個人) 芸術活動を行う 企業メセナ協議会 団体・個人 助成金 寄附金 内諾 支援依頼

# 映画・メディア芸術の振興

## 11日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術を 含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯 楽の一つとして生活の中に定着しています。

また、ある時代の国や地域の文化的状況の 表現であるとともに、その文化の特性を示す ものです。さらに、映画は海外に向けて日本 文化を発信する上でも極めて効果的な媒体で あり、有力な知的財産として位置付けられて います。

文化庁では、平成16年度から総合的な日



若手映画作家等の育成 (ndjc) 撮影風景

本映画の振興施策を実施しており、①日本映画の創造・交流・発信、②若手映画作家等の育 成、③日本映画フィルムの保存・継承を推進しています(図表 2-9-8)。

具体的には、日本映画の製作支援、映画関係者によるシンポジウムなどの創作活動や交流 の推進、日本映画の海外映画祭への出品支援やアジアにおける日本映画特集上映など海外へ の日本文化発信, 短編映画作品製作による若手映画作家育成事業などの人材育成を通して. 我が国の映画の一層の振興に取り組んでいます。特に日本映画の製作支援については、映画 による国際文化交流を推進し、我が国の映画振興に資するため、平成23年度からは、国際 共同製作による映画製作への支援も行っています。

また、日本映画に関する情報提供を通じてこれらの活動を促進するため、データベースの 整備も進めています。

#### 図表 2-9-8 日本映画の振興 多くの人々に支持され親しまれている総合芸術であり、かつ海外への日本文化発信の有効な媒体である日本映画の振興を図る。 日本映画の創造・交流・発信 ①日本映画製作支援事業 ⑤全国映画会議 ②ロケーションに係るデータベースの運営 ⑥アジアにおける日本映画特集上映事業 ③文化庁映画賞 ⑦「日本映画情報システム」の整備 ④海外映画祭への出品等支援 自律的な創造サイクルの確立 人材の育成と社会的認知の向上 映画フィルムの保存・継承 若手映画作家等の育成 我が国の映画フィルムの保存・継承 ①短編映画作品支援による若手映画作家の育成 東京国立近代美術館フィルムセンター ②映画関係団体等の人材育成事業の支援

我が国の存在感を高める日本映画の振興と日本文化の理解の促進

## 2 アニメーション、マンガなどのメディア芸術の振興

アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術 の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国に対す る理解や関心を高めています。文化庁では、メディア芸術の一層の振興を図るため、創作活 動に対する支援、普及、人材育成などに重点を置いた様々な取組を行っています。その一つ の柱である「文化庁メディア芸術祭」は、「アート」、「エンターテインメント」、「アニメー ション」、「マンガ」の4部門において、優れた作品を顕彰するともに、受賞作品の鑑賞機会 を提供するメディア芸術の総合フェスティバルとして、平成9年度から開催しております。 28年度には、メディア芸術祭の20周年を迎えるに当たり、歴代の受賞・審査委員会推薦作 品の展示や上映等を行う企画展を開催いたしました。

また、過去の受賞作品を中心に優れたメディア芸術作品の鑑賞の機会を提供する「文化庁 メディア芸術祭地方展」(平成28年度は広島県、北海道、新潟県で開催)や海外メディア芸 術祭等参加事業などを実施し、国内外に優れたメディア芸術作品を発信しています。



●20周年企画展メイン会場 (アーツ千代田3331)



ーク New Style New Artist -アーティストたちの新たな流儀 (NTTインターコミュニケーション・センター [ICC])



●シンポジウム「メディア芸術祭」の20年 (アーツ千代田3331)



●20周年企画展サテライト会場 (NTT インターコミュニケーション・センター [ICC])

# あらゆる人々の文化芸術活動と 地域における文化芸術の振興

## ■ 子供たちの文化芸術活動の推進

「第2期教育振興基本計画」においては、「小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化 芸術団体との連携・協力を図りつつ子供たちが一流の文化芸術に触れる機会の提供を推進す るとともに、子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。| と されています。文化庁では、子供たちが、本物の文化芸術に直接触れたり創造活動に参加し たりすることにより、多くの感動体験を得て感受性豊かな人間として成長するように、以下 の施策を実施しています。

## (1) 文化芸術による子供の育成事業

子供たちが優れた実演芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体等による実技指導、ワーク ショップに参加し、さらにこれらの団体等と本番の舞台で共演するなど、実演芸術に身近に 触れる機会を提供する「文化芸術による子供の育成事業」を実施しています。平成28年度 は、文化芸術団体による巡回公演を1,778公演、学校への芸術家派遣を2,748か所で実施しま した。

## (2)伝統文化親子教室事業

文化庁では、次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶 道,華道などの伝統文化・生活文化を計画的・継続的に体験・修得することができる機会を 提供する取組を支援しています。平成28年度は3.839団体の活動を採択しました。

## (3)全国高等学校総合文化祭

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供して、創造活動を推進し相互の交流を深める ため、都道府県、公益社団法人全国高等学校文化連盟等との共催により、「全国高等学校総 合文化祭 | (平成28年度は7月30日から8月3日まで広島県で開催), 「全国高等学校総合文 化祭優秀校東京公演」(28年度は8月27日、28日に開催)をそれぞれ毎年開催しています。

## 2 高齢者、障害者等の文化芸術活動の推進

文化庁では、文化芸術活動の公演・展示等において、高齢者、障害者、子育て中の保護 者、在留外国人等(以下「高齢者、障害者等」という。)が文化芸術を享受できるよう、施 設のバリアフリー化、字幕や音声案内サービス、託児サービス、利用料や入館料の軽減など 対象者のニーズに応じた取組や、高齢者、障害者等の文化芸術活動を支援する団体等に対す る支援を行っています。

## 🔞 地域における文化芸術活動への支援

文化庁では、優れた文化芸術に身近に接することができ、地域に根付いた文化芸術活動が 活発に行われるようにするため、個性豊かな文化芸術の振興、文化芸術を支える人材育成な ど、地域における文化芸術の振興を図っています。

## (1) 劇場、音楽堂等の活性化

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための 取組に関する指針」の趣旨を踏まえ、地域の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術 の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等を支援することによって、劇場、音楽堂 等の活性化を図るとともに,地域コミュニティの創造と再生を推進する「劇場・音楽堂等活 性化事業」を実施しています(平成28年度採択実績:182件)。

## (2) 文化遺産を活かした地域活性化事業

我が国の宝である地域の多様で豊かな文化遺産を活用して、伝統行事・伝統芸能の公開 や、後継者養成、古典に親しむ活動、地域の特色ある総合的な取組に対して支援を行ってい ます(平成28年度採択実績:326件)。

#### (3) 国民文化祭

国民の文化芸術活動への参加機運を高めるとともに、地域や世代を超えた文化交流の輪を 広げていくため、都道府県等との共催により、全国規模の文化の祭典である「国民文化祭」 を毎年開催しています(平成28年度は愛知県で開催)。

## (4)文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業

地方公共団体が行う、地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動や、全国津々 浦々で文化事業を実施するための文化施策推進体制の構築を促進する取組に対して支援を 行っています(平成28年度採択実績:136件)。

## 4 文化芸術創造都市の推進

近年、美しい景観や地方公共団体固有の文 化的環境を生かすことにより、住民の創造性 を育むとともに、新しい産業や街のにぎわい に結び付けることを目指す地方公共団体が増 えてきました。文化庁では、文化芸術の持つ 創造性を活かして、産業振興、地域活性化等 を図る「文化芸術創造都市」の取組を推進し ています。例えば、都市政策の中心に文化政 策を据える地方公共団体を応援するため、平 成19年度に表彰制度を創設しました(図表 2-9-9)



(「創造都市ネットワーク日本」ウェブサイトより)

平成21年度からは、「文化芸術創造都市」に取り組む地方公共団体やその関係者を対象と し、情報収集・提供、研修の実施などを通じた国内の文化芸術創造都市ネットワークの構築 に取り組んでいます。

また、平成25年1月には、国内の創造都市ネットワークの充実・強化を図るため、各地 方公共団体等の連携により、「創造都市ネットワーク日本 (Creative City Network of Japan)」(以下,「CCNJ」という。)が設立されました。文化庁では、このネットワーク組織 の活動を支援しており、28年度は、創造農村ワークショップ(岡山県真庭市)や創造都市 セミナー(香川県高松市)等を開催しました。

世界規模では、ユネスコが中心となった国際的ネットワークである「ユネスコ・クリエイ ティブ・シティズ (創造都市)・ネットワーク (UNESCO Creative Cities Network)」が形 成されており、平成27年5月には、「ユネスコ・クリエイティブ・シティズ・ネットワーク 会議金沢2015」が開催されました。本会議中に開催された「世界創造都市シンポジウム」 では、イタリアのボローニャ市 (ユネスコ音楽都市)、カナダのモントリオール市 (ユネス コデザイン都市)の代表者と、CCNI加盟地方公共団体代表者が参加し、創造都市の一層の 展開に向け、経験・知識の共有が行われました。

このように、文化芸術の創造性で持続的に地域を活性化させるために、文化芸術創造都市 が一つの核となることが国内外で期待されています。

#### 図表 2-9-9 長官表彰(文化芸術創造都市部門)受賞都市一覧

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
横浜市 (神奈川県)	札幌市 (北海道)	東川町 (北海道)	水戸市 (茨城県)	仙北市 (秋田県)	新潟市 (新潟県)	八戸市 (青森県)	美唄市 (北海道)	剣淵町 (北海道)	江差町 (北海道)
金沢市 (石川県)	豊島区 (東京都)	仙台市 (宮城県)	十日町市・津南町 (新潟県)	鶴岡市 (山形県)	大垣市 (岐阜県)	いわき市 (福島県)	松本市 (長野県)	富良野市 (北海道)	足利市 (栃木県)
近江八幡市 (滋賀県)	篠山市 (兵庫県)	中之条町 (群馬県)	南砺市 (富山県)	浜松市 (静岡県)	神山町 (徳島県)	千曲市 (長野県)	松山市 (愛媛県)	豊中市 (大阪府)	豊岡市 (兵庫県)
沖縄市 (沖縄県)	萩市 (山口県)	別府市 (大分県)	木曽町 (長野県)	舞鶴市 (京都府)		尾道市 (広島県)	内子町 (愛媛県)	竹田市 (大分県)	大分市 (大分県)
			神戸市 (兵庫県)						

# 第5章 文化財の保存と活用

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産である とともに、将来の発展向上のためになくてはならないものです。また、将来の地域づくりの 核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。このため、文化 庁では、「文化財保護法」に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定・登録し(図表 2-9-10, 2-9-11), 現状変更や輸出等について一定の制限を課す一方, 有形の文化財に ついては保存修理, 防災, 買上げ等, 無形の文化財については伝承者養成, 記録作成等に対 して補助を行うことによって、文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整 備に対して補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするのみ ならず、地域の文化財を一体的に活用する取組に対しても支援を行っています。

#### 図表 2-9-10 文化財保護の体系 文化財の種類 重要なもの 特に価値の高いもの |有形文化財 ├──(指定)-重要文化財 —(指定)— 宝 【建造物】 【美術工芸品】絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料等 ※重要なものを重要文化財に、世界文化の見地から価値の高いもので、たぐい ない国民の宝たるものを国宝に指定 登録有形文化財 (登録) -【建造物】 ※保存と活用が特に必要なものを登録 【美術工芸品】 無形文化財 —(指定)– 重要無形文化財 【演劇・音楽・工芸技術等】 ※重要なものを重要無形文化財に指定 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 - (選択) ※特に必要のあるもの 重要無形民俗文化財 ※特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定 民俗文化財 (指定) 重要有形民俗文化財 ※特に重要なものを重要有形民俗文化財に指定 【無形の民俗文化財】 衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術 【有形の民俗文化財】 無形の民俗文化財に用いられる衣服・器具・家具等 (登録) -登録有形民俗文化財 文化財 ※保存と活用が特に必要なものを登録 (選択) -記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 ※特に必要のあるもの 特別史跡 —(指定)— 記念物 (指定) ※重要なものを史跡に、特に重要なものを特別史跡に指定 【遺跡】 特別名勝 — (指定) — 貝塚・古墳・都城跡・城跡・ 旧宅等 ※重要なものを名勝に、特に重要なものを特別名勝に指定 【名勝地】 庭園・橋梁・峡谷・海浜 天然記念物 -- (指定) ----─ 特別天然記念物 ・山岳等 ※重要なものを天然記念物に、特に重要なものを特別天然 【動物・植物・地質鉱物】 記念物に指定 (登録) -登録記念物 ※保存と活用が特に必要なものを登録 都道府県又は 文化的景観 市町村の申出 重要文化的景観 に基づき選定 ※特に重要なものを重要文化的景観として選定 【地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地】 棚田・里山・用水路等 市町村の 市町村が 伝統的建造物 重要伝統的建造 伝統的建造物群 条例等に 申出に基 物群保存地区 群保存地区 より決定 づき選定

※我が国にとって価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定

【周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群】 宿場町・城下町・門前町・農漁村等

| 文化財の保存技術 | 選定(保存技術 |

【文化財の保存に必要な材料 製作,修理,修復の技術等】

※保存の措置を講ずる必要があるものを 選定保存技術として選定

埋蔵文化財

#### 文化財指定等の件数

文化財指定等の件数

【指 定】

平成29年3月1日現在

1. 国宝・重要文化財

種	別 / 区 分	国 宝	重 要 文 化 財	
美	絵画	160	2,010	
天	彫刻	131	2,699	
術	工 芸 品	253	2,452	
_	書跡・典籍	225	1,906	
エ	古 文 書	60	763	
芸	考古資料	46	626	
品	歴 史 資 料	3	198	
нн	計	878	10,654	
	7事	(282棟)	(4,892棟)	
	建 造 物 	223	2,465	
4	計	1,101	13,119	

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

#### 2. 史跡名勝天然記念物

特 別 史 跡	61	史跡	1,784
特 別 名 勝	36	名 勝	402
特別天然記念物	75	天 然 記 念 物	1,024
計	172 (162)	計	3,210 (3,096)

(注)史跡名勝天然記念物の件数は,特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。 史跡名勝天然記念物には重複指定があり、( )内は実指定件数を示す。

#### 3. 重要無形文化財

	各個	認定	保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸 能	37	55 (55)	13	13
工芸技術	39	58 (57)	14	14
合 計	76	113 (112)	27	27

(注) 保持者には重複認定があり、( ) 内は、実人員数を示す。

4. 重要有形民俗文化財

217 件

5. 重要無形民俗文化財

件 296

【選 定】

1. 重要文化的景観

件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

114 地区

#### 3. 選定保存技術

選定件数	保力	寺 者	保 存	団 体
	件数	人 数	件数	団体数
69	46	54	32	34 (31)

(注)保存団体には重複認定があり、( )内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財(建造物)

10,869 件

2. 登録有形文化財(美術工芸品)

件

3. 登録有形民俗文化財

42 件

4. 登録記念物

件

## ■ 文化財の活用に向けて

全国各地において長く守り伝えられてきた有形,無形の文化財は,地域の誇りであるとともに,観光振興等にも資するものです。そのため,文化財を一層活用し,地域活性化につなげていくことが重要です。文化庁では、平成27年度「文化財総合活用戦略プラン」を策定し,情報発信,普及啓発,人材育成及び公開活用のための設備整備等,文化財を活用した地域の様々な取組を総合的に支援しました。これにより,適切な保存を基盤としつつ,積極的な活用にも取り組みました。

## (1) 文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「文化財の観光資源としての開花」が掲げられました。これを受けて文化庁では同年4月「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、日本遺産や歴史文化基本構想をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国で200拠点程度整備し、地域の文化財の一体的活用をより一層推進することとしました。また、国内外に向けた分かりやすい解説の充実・多言語化などの取組も進めることとしました。

## (2)「文化財の英語解説のあり方について」

平成27年度に文化庁と観光庁が合同で開催した「文化財の英語解説のあり方に関する有識者会議」における検討を踏まえ、訪日外国人旅行者が文化財の魅力を十分に感じ、楽しめるような環境を整備するため、28年7月、文化財の英語解説に当たり必要な視点を整理し、具体的な取組事例を「文化財の英語解説のあり方について」としてまとめました。

## 2 有形文化財の保存と活用

建造物,絵画,彫刻,工芸品,書跡,典籍,古文書その他の有形の文化的所産や考古資料,歴史資料で,我が国にとって歴史上,芸術上,学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでおり、このうち、「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいます。

## (1) 国宝、重要文化財の指定等

文化庁では、有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し、さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して重点的に保護しています。また、近年の国土開発や生活様式の変化等によって、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている近代等の有形文化財を登録という緩やかな手法で保護しています(図表 2-9-12、図表 2-9-13)。

## (2) 保存・活用のための取組

我が国の有形文化財は、木材等の植物性材料で作られているものが多く、その保存・管理には適切な周期での修理が必要であるとともに防災対策が欠かせません。これらは、原則として有形文化財の所有者によって行われるものですが、ほとんどの場合に多額の経費を要するので、国による補助が行われています。

## ①建造物

文化庁では、地震等から建造物を守るため、耐震診断や耐震補強工事を補助しています。 また、火災などの被害から建造物を守るため、自動火災報知設備や避雷設備、消火設備、防 犯設備の設置のほか、危険木対策や獣鳥虫害対策などの環境保全に対して補助を行っていま

す。さらに、「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施して、保存修理に必要な資材 の供給林を設定し、管理業務、 資材採取等の研修及び普及啓発活動などを支援しています。

さらに、建造物を活用するため、活用事例を紹介するほか、NPO法人等による文化財建造 物の管理活用に関する事業を実施しています。

#### ②美術工芸品

文化庁では、美術工芸品を災害や盗難等の被害から守るため、手引の作成や研修会の開催 など、防災・防犯意識の向上や有効な対策への理解を促進するための取組を実施していま す。

また、美術工芸品の活用を図るため、文化財保存施設の整備を推進するとともに、国宝・ 重要文化財が出品される展覧会を支援しています。海外流出や散逸等のおそれがある国宝・ 重要文化財等については、国が買い取って保存するとともに、文化庁主催展覧会に出品した り、博物館等の展覧会に貸与したりしています。

なお、文化庁では、国指定文化財(美術工芸品)の現状を把握するため、文化財の所在に ついての調査を実施し、平成26年7月4日と27年1月21日の2回にわたって結果を公表し ました。その後、28年3月末現在としてフォローアップ状況を公表、調査時点の国指定文 化財(美術工芸品)全件(1万524件)のうち、所在を確認することができた件数は1万 294件. 所在不明であると判明した件数は172件. 追加で確認する必要がある件数は58件と なりました。現在、所在不明及び追加で確認する必要がある文化財の所在確認を進めるとと もに、再発防止策を実施しています。

#### 図表 2-9-12 平成28年度の国宝・重要文化財(美術工芸品)の指定 ・花鳥蒔絵螺鈿聖龕 (一基) ○国宝 (美術工芸品) ・粉引茶碗(三好) 平成28年8月17日指定(計4件) $(-\Box)$ <書跡・典籍の部> ・紙本金地 著 色 洛 中 洛外図(岩佐勝以筆 六 曲 屏 風) (一双) 新撰和歌簡脳 (二帖) ・**簸河上** <彫刻の部> (一帖) ・木造叡尊坐像(善春作) ・ 拾遺 抄 (一軀) (一帖) 像内納入品 <古文書の部> <工芸品の部> · 真珠庵文書 (千三百三十九通) ・黒韋 威 胴丸(兜、大袖付) (八十一巻,四十三冊,十帖, (一組) 四十五幅, 九百二十七通, 三十八枚) <書跡・典籍の部> ・紀伊国井上本 庄 絵図 (一万六千六百九十二点) ・藤原俊成自筆書状(三月六日左少弁殿宛) 金沢文庫文書 (四千百四十九通) ・大東家文書 (三百二十四通) (二十七巻, 二百四十通) ・皇年代記 ○重要文化財 (美術工芸品) <考古資料の部> 平成28年8月17日指定(計46件) ・北海道豊原4遺跡土坑出土品 (一括) <絵画の部> ・東京都野毛大塚古墳出土品 (一括) ・ 編本 著 色 仏涅槃図 (命尊筆) (一幅) ・静岡県登呂遺跡出十品 (一括) ・絹本著色仏涅槃図 (一幅) ・人面文壺形土器 (一箇) ・絹本 著 色 弘法大師像 (一幅) ・大阪府大野寺跡(土塔)出土品 (一括) ・絵になる最初(竹内栖鳳筆 大正二年 絹本 著色) ・和歌山県大日山35号墳 出 土品 (一括) ・絹本著色仏涅槃図 (一幅) $(-\Box)$ けんぽんちゃくしょく ぶ じゅん し ばんぞう・絹本 著 色 無 準 師範像 (一幅) か こしまけん こ みなと ・鹿児島県小湊フワガネク遺跡 出 土品 (一括) ・連(福田平八郎筆 昭和七年 絹本白金地 著色) (一面) ・紙本墨画蓮図(能阿弥筆 自詠和歌 及 七十五歳の款記がある) <歴史資料の部> ・通信全覧 (一幅) (三百二十冊) ぞくつうしんぜんらん 続通信全覧 (千七百八十四冊) <彫刻の部> ・臨時全国宝物 調 査関係資 料 (五千三百五十九点) ・ 木造不動 明 王 及 脇 侍像 (五軀) ・蒋州容文(日本国対馬鳥宛) (一幅) 調造倶利迦羅 竜 剣 (一基) ・氷川丸(昭和五年、横浜船渠株式会社製) ・木造十大弟子立像 (八軀) ・二三三号機関車(明治三十六年度、汽車製造合資会社製)(一両) ・木造伎楽面(上牛甘作) (一面) ・間重富関係資料 もくぞうじぞうぼさつりゅうぞう・木浩地蔵菩薩 寸像 (一軀) ・琉球国之図 (一巻) ・ **大**告獅子 頭 まずりず間切図 (七枚) ・木造不動 明 王坐像(天野社護摩所 旧 本尊) (一編) ・木造 十 一面観音 立 像 (一軀) もくぞうじゅういちめんかんのんりゅうぞう・木造十一面観音立像 (一軀) 松给 ・木造菩薩坐像 (二軀) ・木造降三世軍茶利明王立像 (二軀)

 $(-\Box)$ 

(一領)

(二枚)

<工芸品の部>

・黒楽茶碗(青山)(道入作)

くろりんずじきりからくさいりおおはもんようこそで・黒綸子地桐唐草入大葉文様小袖

・銹絵寒山拾得図角皿(尾形乾山作 尾形光琳画)



重要文化財 新撰和歌髓脳 (国)

#### 図表 2-9-13 平成28年度の国宝・重要文化財(建造物)の指定

重要文化財(建造物)				
名称	所在地	指定年月日		
まりまくがくいんきゅうせんきょう しかん 東北学院 旧 宣 教 師館	宮城県仙台市青葉区	平成28年7月25日		
まきうかめらか け じゅうたく 旧 亀岡家住宅	福島県伊達市	平成28年7月25日		
きゅうなかじま け じゅうたく 旧 中島家住宅	群馬県太田市	平成28年7月25日		
みっこし に ほんばしほんてん 三越日本橋本店	東京都中央区	平成28年7月25日		
雑司ケークをようとない。	東京都豊島区	平成28年7月25日		
まゅうかど み けじゅうたく 旧 角海家住宅	石川県輪島市	平成28年7月25日		
ままうは せがわけじょうたく みょけんまつきか しうおまち 旧 長谷川家 住宅(三重県松阪市魚町)	三重県松阪市	平成28年7月25日		
延暦寺	滋賀県大津市	平成28年7月25日		
たがはしがわとうざいようすいしゃはいすい し せっ 高梁川東西用水取配水施設	岡山県倉敷市	平成28年7月25日		
まずうなど はりょうなく おかやまりたったましたの 本 だまち (岡山県津山市勝間田町)	岡山県津山市	平成28年7月25日		
が Ne うきんそう 臥 龍 山荘	愛媛県大洲市	平成28年7月25日		
小岩井農 場 施設	岩手県岩手郡雫石町	平成29年2月23日		
佐藤家住宅	秋田県横手市	平成29年2月23日		
(日 松浦家住宅	秋田県横手市	平成29年2月23日		
まゅうおおり だ ぎんこうほんてんほんかん 旧 大和田銀行本店本館	福井県敦賀市	平成29年2月23日		
まゅうないねんじ けれまったってい (ぎょそう) 旧 西園寺家興津別邸(坐漁荘)	愛知県犬山市	平成29年2月23日		
知恩寺	京都府京都市左京区	平成29年2月23日		
きゅうならかんごく 旧 奈良監獄	奈良県奈良市	平成29年2月23日		
とうけいじんじゃ 開発神社	和歌山県田辺市	平成29年2月23日		
ままず、ままかくば まゅうちょうしゃ 大宜味村役場 旧 庁舎	沖縄県国頭郡大宜味村	平成29年2月23日		



重要文化財 三越日本橋本店(東京都中央区) (写真提供:エスエス東京)



重要文化財 鬪雞神社(和歌山県田辺市)

## 3 無形文化財の保存と活用

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値 の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであ り、具体的にはその「わざ」を体現・体得した個人又は団体によって表現されます。

## (1) 重要無形文化財の指定や保持者等の認定

文化庁では、無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時に、これ らの「わざ」を高度に体現・体得している者又は団体を「保持者」又は「保持団体」として 認定しています(図表 2-9-14)。保持者の認定には、重要無形文化財である芸能又は工芸 技術を高度に体現・体得している者を認定する「各個認定」(この保持者がいわゆる,「人間

国宝」)と、二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合は、その「わざ」を高度に体現している者が構成している団体の構成員を認定する「総合認定」があります。また、「保持団体認定」は、重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く、かつ、その「わざ」を保持する者が多数いる場合、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定するものです。

## (2) 保存・活用のための取組

文化庁では、重要無形文化財の各個認定の保持者に対し、「わざ」の錬磨向上と伝承者の養成のための特別助成金を交付するとともに、重要無形文化財の総合認定保持者が構成する団体や保持団体、地方公共団体等が行う伝承者養成事業、公開事業等を補助しています。また、我が国にとって、歴史上、芸術上価値の高い重要無形文化財(工芸技術)を末永く継承し保護していくため、保持者の作品等の無形文化財資料を購入したり、その「わざ」を映像で記録して公開したりしています。

#### 図表 2-9-14 平成 28 年度の重要無形文化財の指定・認定

#### 平成28年9月30日指定・認定

#### ○芸能の部

・琵琶 奥村 和美 (芸名 奥村 旭翠)

の記 ・能シテ方 ・能シテ方 ・能シテ方 ・能シテ方

○工芸技術の部

・ 紬 織 村上 良子



重要無形文化財「琵琶」保持者: 奥村 旭翠

## 4 民俗文化財の保存と活用

衣食住, 生業, 信仰, 年中行事等に関する風俗慣習, 民俗芸能, 民俗技術及びこれらに用いられる衣服, 器具, 家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを「民俗文化財」と呼んでいます。民俗文化財には有形のものと無形のものがあります。

## (1) 重要有形・無形民俗文化財の指定等

文化庁では、有形、無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、保存しています(図表 2-9-15)。また、重要有形民俗文化財以外の有形民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」に登録するとともに、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成等を行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

## (2) 保存・活用のための取組

民俗文化財は、日常生活に基盤を置くものであり、近年の急激な社会構造や生活様式の変化によって変容・衰退のおそれがあります。文化庁では、重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具・家屋等を保護するため、管理や修理、保存活用施設の整備等の事業を補助する

とともに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具等の修理・新調等の事業に対し ても補助を行っています。また.文化庁が選択した無形の民俗文化財を対象に.特に変容・ 衰滅のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録保存を確実に進めています。

## 図表 2-9-15 平成 28 年度の民俗文化財の指定

#### 平成29年3月3日指定

#### ○重要有形民俗文化財 (計3件)

- ・清瀬のうちおり
- ・砺波の生活・生産用具
- ・宇土の雨乞い大太鼓 附:関連資料

#### ○重要無形民俗文化財(計7件)

- ・常陸大津の御船祭
- ・河口の稚児の舞
- ・大鹿歌舞伎
- ・ 島羽・ 志摩の 海女漁の技 術
- ・阿波の太布製造技術
- ・薩摩硫黄島のメンドン
- ・悪石島のボゼ



重要無形民俗文化財「常陸大津の御船祭」

## 5 記念物の保存と活用

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の 高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞 上価値の高いもの、動物や植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称し て「記念物」と呼んでいます。

## (1) 史跡. 名勝. 天然記念物の指定等

文化庁では、記念物のうち重要なものを、遺跡は「史跡」に、名勝地は「名勝」に、動 物、植物、地質鉱物は「天然記念物」に指定し、さらに、それらのうち特に重要なものにつ いては、「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています(図表 2-9-16)。

また、今日の地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い、残存が困難な状況にある記 念物については登録という緩やかな手法で保護しています。登録記念物については.「遺跡 関係 | 「名勝地関係 | 「動物」植物及び地質鉱物関係 | の三つの種別があります。

#### (2) 保存・活用のための取組

文化庁では、歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための計画策 定や整備等を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史 跡等を公有化する事業に対する補助を実施しています。

#### 図表 2-9-16 平成28年度の史跡・名勝・天然記念物の指定及び登録記念物の登録

#### ○史跡

平成28年9月8日指定 大徳寺境内

#### 平成28年10月3日指定

白川城跡 山元遺跡 飯田古墳群 成相寺旧境内 大山寺旧境内 びんごこくふぁと 備後国府跡

鳴門板野古墳群

サール・スペースを持ている。

仏木寺道 横峰寺道

土佐遍路道

青 龍寺道 が原古墳

東名遺跡 長崎原爆遺跡

#### 平成29年2月9日指定

山王坊遺跡 小笠原氏城跡 井川 城跡 林城跡 高島藩主諏訪家墓所 東 町田墳墓群 水口岡山 城跡 箸墓古墳 周 濠

面縄貝塚 北大東島燐鉱山遺跡

小熊山古墳・御塔山古墳

英彦山



史跡 英彦山



史跡 北大東島燐鉱山遺跡

#### 〇史跡及び名勝

平成29年2月9日指定 横山大観 旧 宅及び庭園

#### ○名勝

平成28年10月3日指定 米子瀑布群 旧沼津御用邸苑地



名勝 米子瀑布群

#### 平成29年2月9日指定 旧 龍 性院庭園

#### 〇天然記念物

平成28年10月3日指定 宮古島保良の石灰華段。丘

#### 平成29年2月9日指定

六合チャツボミゴケ生物群集の鉄鉱生成地 勝山 恐 竜 化石群及び産地



天然記念物 宮古島保良の石灰華段 丘

#### ○登録記念物

平成28年10月3日指定

#### 名勝地関係

きねしていえん じょうあんていえん 曽根氏庭園(磁叟庵庭園) 摩尼山 きゅうなか そ ね していえん 旧 仲宗根氏庭園

#### 平成29年2月9日指定

#### 名勝地関係

まくち しちゃしつ かんきょ ていえん 菊池氏茶室(磵居)庭園 松田屋ホテル庭園

## 6 文化的景観の保存と活用

石積みの棚田が営まれる集落、流通・往来の結節点に形成された町場、河川流域の土地利 用等、地域における人々の生活又は生業や当該地域の風土により形成された景観地で、国民 の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを「文化的景観」と呼んでいます。

## (1) 重要文化的景観の選定

文化的景観を有する都道府県又は市町村では、「景観法」に基づく景観計画・条例や文化 的景観保存計画等によって文化的景観の適切な保存・活用を図っています。このような文化 的景観のうち、文化庁では、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを「重要 文化的景観」として選定しています(図表 2-9-17)。



## (2)保存・活用のための取組

文化庁では、地方公共団体が行う文化的景観に関する保存調査や文化的景観保存計画の策 定,地域住民が参加するワークショップ等の普及・啓発,重要文化的景観の整備等の事業を 補助しています。平成28年度は、19件の重要文化的景観において、重要な構成要素である 家屋の修理・修景や、自然災害等によって被害を受けた構成要素の災害復旧が行われまし た。

## ☑ 伝統的建造物群の保存と活用

周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの を「伝統的建造物群」と呼んでおり、城下町や宿場町、門前町、農山村集落などがこれに当 たります。

## (1) 重要伝統的建造物群保存地区の選定

伝統的建造物群を有する市町村では、伝統的建造物群やこれと一体を成して価値を形成し ている環境を保存するために「伝統的建造物群保存地区」を定め、伝統的建造物の現状変更 の規制等を行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。文化庁では、伝統的建 造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いもの を.「重要伝統的建造物群保存地区 | に選定しています (図表 2-9-18)。

#### (2) 保存・活用のための取組

文化庁では、市町村が実施する伝統的建造物群の保存状況等の調査を補助しています。ま た、重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建造 物の修景、伝統的建造物群と一体を成して価値を形成している環境の復旧、防災計画を策定 するための調査、耐震補強、防災のための施設・設備の設置、建造物や土地の公有化等の事 業を補助しています。

#### 図表 2-9-18 平成 28 年度の重要伝統的建造物群保存地区の選定

名 称	所 在 地	選定年月日
なこと、しまりまつでんとうできけんぞうぶつぐん はずん ち 名古屋市有松伝統的建造物群保存地区	愛知県名古屋市	平成28年7月25日
では、しかりらまた戦りまたもくであたらてきりんだらぞうぐん はずん ちく 彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区	滋賀県彦根市	平成28年7月25日
ながのしとがくしでんとうてきけんそうぶつぐん は そん ち く 長野市戸 隠 伝統的建造物群保存地区	長野県長野市	平成29年2月23日
も、ぎょちて、ほじまでんとうてきけんそうぶつぐん は そん ち く 牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区	徳島県海部郡牟岐町	平成29年2月23日



ま ご ゃ し ありまつでんとうてきけんぞうぶつぐん ほ ぞん ち く 名古屋市有松伝統的建造物群保存地区

## 8 文化財保存技術の保護

我が国固有の文化によって生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を確実に後世へ伝えていくため、欠くことのできない文化財の修理技術・技能やこれらに用いられる材料・道具の製作技術等を「文化財の保存技術」と呼んでいます。

文化庁では、文化財の保存技術のうち、保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」に選定するとともに、その技術を正しく体得している者を「保持者」として、技術の保存のための事業を行う団体を「保存団体」として、それぞれ認定し、保護を図っています。

## 9 埋蔵文化財の保護

「埋蔵文化財」(土地に埋蔵されている文化財) は、その土地に生きた人々の営みを示す遺産であり、土地に刻まれた地域の歴史と文化そのものです。

このような埋蔵文化財を保護するために、「埋蔵文化財包蔵地」(全国に約46万5,000件)として周知された土地で開発事業等を行う場合、事前にその遺跡の内容を確認するための試掘・確認調査等を行います。そして、遺跡を現状保存するために調整を行いますが、やむを得ず現状保存できない場合は、遺跡の記録を作成してそれを保存するための発掘調査が必要になります(記録保存調査)。また、地域にとって重要な遺跡を積極的に現状保存するために、発掘調査を行う場合もあります(保存目的調査等)。

現在,毎年約8,000件の発掘調査が全国で行われ,多くの成果が得られています。文化庁では,その成果をより多くの国民に,できるだけ早く,分かりやすく伝えるために,毎年「『発掘された日本列島』展」を開催しています。第23回目となる平成29年度の展覧会は,東京都江戸東京博物館,八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館,三重県総合博物館,安城市歴史博物館,壱岐市立一支国博物館を巡回します。

平成28年度に実施した「発掘された日本列島2016」の主な展示品







史跡中山 瓦 窯跡 出 土鬼 瓦

## ⑪ 「歴史文化基本構想」の普及・促進

近年、過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等、文化財を育み、支えてきた地域の変化によ り、文化財の継承が困難になってきています。こうした状況の中、地域の文化財をその周辺 環境も含めて総合的に保存・活用していくことが重要です。このため、各地方公共団体の文 化財保護に関するマスタープランとして、周辺環境も含めて文化財を総合的に保存・活用す るために策定する「歴史文化基本構想」について、文化財の保存に限らず、文化財を総合的 に活かした地域づくりにも役立つものとして、その策定を推進しています。

また、文化庁では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称:歴史 まちづくり法)に基づいて、市町村が策定した、地域に根ざした人々の活動と建造物が一体 となった良好な市街地の環境を維持・向上させるための計画(歴史的風致維持向上計画)を 国土交通省・農林水産省と共に認定しています。認定された市町村は、国による重点的な支 援を受けることができます。

## Ⅲ 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の 両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設 | 及び「キトラ古墳壁画保存管理施設 | において保存修理・活用等が行われています。

高松塚古墳壁画は、壁画修理後の当分の間は古墳の外の適切な場所において保存管理・公 開を行うことが決定されており、壁画修理後の古墳現地の扱いや壁画・石室の当分の間の保 存管理・公開の方法、場所等について検討を行っています。

修理が完了したキトラ古墳壁画は順次、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設からキトラ古墳 壁画保存管理施設(キトラ古墳壁画体験館「四神の館」内)に移されています。平成28年 秋の国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区開園後には、壁画の保存対策事業について理解を 促進するため、保存管理施設において壁画を一般公開しました。同年9月から10月(28日 間) に第1回, 29年1月から2月(27日間) に第2回を開催し, 合計3万16人の来館があ りました。

なお、キトラ古墳壁画の公開に合わせ、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設において、修理 作業室を公開し、14日間で3,477人の参加がありました。

## 12 世界遺産と無形文化遺産

## (1)世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)は、顕著な普遍的価 値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊等の脅威か ら保護することを目的として、1972(昭和47)年にユネスコ総会で採択され、我が国は 1992 (平成4) 年に条約を締結しました。2017 (平成29) 年3月末現在の締約国数は193か 国になっています。

毎年1回開催される世界遺産委員会においては、締約国からの推薦や諮問機関の評価等に 基づいて審議が行われ、顕著な普遍的価値を持つと認められる文化遺産・自然遺産(世界遺 産)が世界遺産一覧表に記載されます。2017(平成29)年3月末現在で1.052件の遺産(文 化遺産814件, 自然遺産203件, 複合遺産35件) が記載されています。

2016 (平成28) 年7月. 我が国を含む7か国(フランス・日本・ドイツ・スイス・ベル ギー・アルゼンチン・インド)が共同推薦を行っていた「ル・コルビュジエの建築作品―近 代建築運動への顕著な貢献― | (国立西洋美術館を含む) が、世界遺産委員会での審議を経 て、我が国で20番目の世界遺産として認められました(図表 2-9-19)。

現在、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン 関連遺産」を世界文化遺産として、また、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を 世界自然遺産として、それぞれ推薦しています。「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」 は、2017(平成29)年7月に開催される世界遺産委員会において登録の可否が決定される 予定です。また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「奄美大島、徳之島、 沖縄島北部及び西表島」は、2018(平成30)年夏頃の世界遺産委員会で登録の可否が決定 される予定です。

#### 図表 2-9-19 我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成 5 年	文化
2	姫路城	兵庫県	平成 5 年	文化
3	屋久島	鹿児島県	平成 5 年	自然
4	白神山地	青森県・秋田県	平成 5 年	自然
(5)	古都京都の文化財(京都市,宇治市,大津市)	京都府・滋賀県	平成 6 年	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成7年	文化
7	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
8	厳島神社	広島県	平成8年	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
10	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
11)	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成16年	文化
13	知床	北海道	平成 17年	自然
14)	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年	文化
15	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
16	平泉―仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群―	岩手県	平成23年	文化
17	富士山―信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	平成25年	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼,造船,石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本 県・鹿児島県・岩手県・静岡県	平成27年	文化
20	国立西洋美術館 (ル・コルビュジエの建築作品―近代建築運動への顕著な貢献―)	東京都 (ほかフランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド)	平成28年	文化

## (2)無形文化遺産の保護に関する取組

世界各地において、生活様式の変化など社会の変容に伴って、多くの無形文化遺産が衰退 や消滅の危機にさらされる中で、2003(平成15)年のユネスコ総会において、「無形文化遺 産の保護に関する条約」が採択され、2006(平成18)年4月20日に発効しました。我が国 は、2004(平成16)年に3番目の締約国となり、2017(平成29)年3月末現在で172か国が 締結しています。この条約では、無形文化遺産を保護することを目的として、「人類の無形 文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表) | への記載, 無形文化遺産の保護のための国際的 な協力及び援助体制の確立、締約国が取るべき必要な措置等について規定されています。

2016 (平成28) 年11月、アディスアベバ (エチオピア) において第11回政府間委員会が 開催され、我が国の「山・鉾・屋台行事」が「代表一覧表」に記載されました。これは既に 記載されていた「京都祇園祭の山鉾行事」(平成21年記載)と「日立風流物」(同年記載)を 含む、国指定重要無形民俗文化財である33件の山・鉾・屋台行事をグループ化したもので す。2017 (平成29) 年3月現在、我が国からは21件が「代表一覧表」に記載されています (図表 2-9-20, 図表 2-9-21)。

また、2017 (平成29) 年3月にはユネスコに「来訪神:仮面・仮装の神々」を再提案し. 2018 (平成30) 年秋の政府間委員会で審議される予定です。同案件は、28年3月にユネス コへ提案しましたが、審査可能件数を上回る提案があったため、記載件数が少ない国を優先 し、我が国の審査が1年先送りになっていたものです。

#### 図表 2-9-20 「代表一覧表」に記載されている我が国の無形文化遺産

名 称	記載年	名 称	記載年
® うがく 能楽	平成20年記載	だいもくたで 題目立	平成21年記載
人形浄瑠璃文楽	平成20年記載	アイヌ古式舞踊	平成21年記載
ゕゕ゙゠ 歌舞伎	平成20年記載	(A sa c ) 組 踊	平成22年記載
雅築	平成21年記載	ゅう もったぎ 結城 袖	平成22年記載
かちゃきゃ れたこじょうふ 小千谷縮・越後上布	平成21年記載	・	平成23年記載
こしきじま 甑 島のトシドン	平成21年記載	を だしんのう 佐陀神能	平成23年記載
まくの と 奥能登のあえのこと	平成21年記載	雅 き でんがく 那智の田楽	平成24年記載
早池峰神楽	平成21年記載	カしょく にほんじん でんとうてき しょくぶんか 和食:日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
(教保の田植 踊	平成21年記載	和紙:日本の手漉和紙技	平成26年記載
チャッキラコ	平成21年記載	** 味 やたいぎょう じ 山・鉾・屋台 行事	平成28年記載
大日堂舞楽	平成21年記載		

#### 図表 2-9-21 「山・鉾・屋台行事」(平成28年記載)の構成

行事名	保持団体	府県名	市町名
パア三社大祭の山車 行事(平成16年国指定)	八戸三社大祭山車祭り行事保存会	青森県	八戸市
角 館祭のやま行事(平成3年国指定)	角館のお祭り保存会		仙北市
土崎神明社祭の曳山 行事(平成 9 年国指定)	土崎神明社奉賛会	秋田県	秋田市
花輪祭の屋台 行事(平成26年国指定)	花輪ばやし祭典委員会		鹿角市
新庄まつりの山車 行事(平成21年国指定)	新庄まつり山車行事保存会	山形県	新庄市
日立風 流 物(昭和52年国指定)	日立郷土芸能保存会	茨城県	日立市
た。 19 当の当あげ。 19 19 (昭和54年国指定)	烏山山あげ保存会	#F- <b>+</b> -III	那須烏山市
東 & \$10 まみをじんじゅきい ・ たいぎょう じ 鹿沼今宮神社祭の屋台 行 事(平成 15 年国指定)	鹿沼いまみや付け祭り保存会	栃木県	鹿沼市
秩父祭の屋台 行事と神楽(昭和54年国指定)	秩父祭保存委員会	₩工旧	秩父市
かたえな かわまつり だし ぎょうじ 川越氷川祭の山車 行事(平成 17 年国指定)	川越氷川祭の山車行事保存会	埼玉県	川越市
を見られています。 佐原の山車 行事(平成 16 年国指定)	佐原山車行事伝承保存会	千葉県	香取市
たかまか みくるもやまよつり みくるもやまぎょうじ 高岡御 車 山祭の御 車 山 行事(昭和54年国指定)	高岡御車山保存会		高岡市
魚津のタテモン 行事(平成 9 年国指定)	魚津たてもん保存会	富山県	魚津市
しょうはなしんめいぐうさい ひきやまぎょう じ 城 端神明宮祭の曳山 行事(平成14年国指定)	城端曳山祭保存会		南砺市
青柏祭の曳山 行事(昭和58年国指定)	青柏祭でか山保存会	石川県	七尾市
高山祭の屋台 行事(昭和54年国指定)	日枝神社氏子山王祭保存会	H-6-19	高山市
	八幡宮氏子八幡祭保存会		
古川祭の起し太鼓・屋台 行事(昭和55年国指定)	古川祭保存会	岐阜県	飛騨市
た	大垣祭保存会		大垣市
まかりつ しまでんのうまつり だんじりぶんぎょう じ  尾張津島天王祭の車楽舟 行 事(昭和55年国指定)	尾張津島天王祭協賛会		津島市・愛西市
知立の山車文楽とからくり(平成2年国指定)	知立山車文楽保存会		知立市
	知立からくり保存会	愛知県	
大山祭の車山 行事(平成18年国指定)	犬山祭保存会	変和宗	犬山市
************************************	亀崎潮干祭保存会		半田市
(平成 祭 の車楽船 行事と神葭流し (平成 24 年国指定)	須成文化財保護委員会		蟹江町
島出神社の 鯨船 行事 (平成 9 年国指定)	富田鯨船保存会連合会		四日市市
<sup>うえのでAUCAまつり</sup> 上野天神祭のダンジリ 行 事(平成 14 年国指定)	上野文化美術保存会	三重県	伊賀市
桑名石取祭の祭車 行事(平成 19 年国指定)	桑名石取祭保存会		桑名市
まがはまりきゃます。    リップ・マット    フェート    フェート	公益財団法人 長浜曳山文化協会	滋賀県	長浜市
ままうと ぎゃんまつり やまはこぎょうじ 京 都祇園祭の山鉾 行 事(昭和54年国指定)	公益財団法人 祇園祭山鉾連合会	京都府	京都市
はかた ぎ ちんやきがきぎょうじ 博多祇園山笠 行 事(昭和54年国指定)	博多祇園山笠振興会	<b>石</b> 四旧	福岡市
とばた ぎ あんあおやまがきぎょうじ 戸畑祇園大山笠 行 事(昭和 55 年国指定)	戸畑衹園大山笠振興会	福岡県	北九州市
唐津くんちの曳山 行 事(昭和55年国指定)	唐津曳山取締会	佐賀県	唐津市
プログラング リスティック アイス	八代妙見祭保存振興会	熊本県	八代市
ひ た ぎ おん ひきやまぎょう じ 日田祇園の曳山 行 事(平成 8 年国指定)	日田祇園山鉾振興会	大分県	日田市

## 18 日本遺産の魅力発信

文化庁では、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを 日本遺産として認定する仕組みを平成27年度に創設し、32年までに100件程度の日本遺 産を認定することとしています。

日本遺産審査委員会の審査を経てこれまでに37件を認定しました。認定された地域に対 しては、①コンテンツ制作やガイド育成等の情報発信・人材育成、②ストーリーの普及啓 発. ③調査研究. ④説明板の設置等の公開活用のための整備等に対して必要な財政支援を行 い. 地域活性化を図ることとしています(図表 2-9-22, 図表 2-9-23)。

また、平成28年7月には岐阜で「日本遺産サミット」(約1,200人が参加)を、29年3月 には東京で「日本遺産国際フォーラム」(約400人が参加)を開催し、認定地方公共団体によ るブース出展や、パネルディスカッションを実施するなど、日本遺産の取組を国内外へ発信 するとともに、28年11月には日本遺産を国内外に広く広報するに当たって協力を得る著名 人を「日本遺産大使」として任命することで、日本遺産の認知度の向上を図っています。

認定された地域においては、訪日外国人に向けた体験ツアーや、ストーリーを理解しても らう施設の設置など,文化財を観光資源として活用した地域活性化の取組が始まっていま す。一方で、制作するコンテンツが有効活用されていない、旅行商品化や官民連携が進んで おらず収益を上げる仕組みづくりが十分でない、といった課題も見られます。文化庁では、 各地域の課題に応じた助言等を行うプロデューサーを派遣するなど、個々の地域に応じた支 援を行っており、日本遺産のブランド力の向上に取り組んでいるところです。

今後とも、これらの取組を更に拡充・強化し、日本遺産を通じた地域の活性化や、日本文 化の国内外への戦略的な発信に積極的に取り組んでいきます。

#### 図表 2-9-22 平成27年度「日本遺産(Japan Heritage)」認定一覧

No	都道府県	ストーリーのタイトル
1	茨城県・栃木県・岡山県・大分県	近世日本の教育遺産群ー学ぶ心・礼節の本源ー
2	群馬県	かかあ天下-ぐんまの絹物語-
3	富山県	加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡一人,技,心一
4	石川県	対り舞う半島 能登 ~熱狂のキリコ祭り~
5	福井県	海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群 ~御食国若狭と鯖街道~
6	岐阜県	「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜
7	三重県	祈る皇女斎王のみやこ 斎宮
8	滋賀県	琵琶湖とその水辺景観ー祈りと暮らしの水遺産
9	京都府	日本茶800年の歴史散歩
10	兵庫県	丹波篠山 デカンショ節 -民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶
11	奈良県	「日本国創成のとき―飛鳥を翔た女性たち―」
12	鳥取県	六根清浄と六感治癒の地~日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉~
13	島根県	津和野今昔~百景図を歩く~
14	広島県	尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市
15	愛媛県・高知県・徳島県・香川県	「四国遍路」~回遊型巡礼路と独自の巡礼文化~
16	福岡県	古代日本の「西の都」~東アジアとの交流拠点~
17	長崎県	国境の島 壱岐・対馬・五島~古代からの架け橋~
18	熊本県	相良700年が生んだ保守と進取の文化 ~日本でもっとも豊かな隠れ里―人吉球磨~

#### 図表 2-9-23 平成28年度「日本遺産(Japan Heritage)」認定一覧

No	都道府県	ストーリーのタイトル
19	宮城県	政宗が育んだ"伊達"な文化
20	山形県	自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』 ~樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山~
21	福島県	会津の三十三観音めぐり〜巡礼を通して観た往時の会津の文化〜
22	福島県	未来を拓いた「一本の水路」一大久保利通"最期の夢"と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代一
23	千葉県	「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」 一佐倉・成田・佐原・銚子:百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群―
24	神奈川県	江戸庶民の信仰と行楽の地~巨大な木太刀を担いで「大山詣り」~
25	神奈川県	「いざ,鎌倉」~歴史と文化が描くモザイク画のまちへ~
26	新潟県	「なんだ,コレは!」信濃川流域の火焔型土器と雪国の文化
27	石川県	『珠玉と歩む物語』小松~時の流れの中で磨き上げた石の文化~
28	長野県	木曽路はすべて山の中〜山を守り 山に生きる〜
29	岐阜県	飛騨匠の技・こころ―木とともに、今に引き継ぐ1300年―
30	兵庫県	『古事記』の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」~古代国家を支えた海人の営み~
31	奈良県	森に育まれ,森を育んだ人々の暮らしとこころ~美林連なる造林発祥の地"吉野"~
32	和歌山県	鯨とともに生きる
33	鳥取県	地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市
34	島根県	出雲國たたら風土記~鉄づくり千年が生んだ物語~
35	広島県・神奈川県・長崎県・京都府	鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴〜日本近代化の躍動を体感できるまち〜
36	愛媛県・広島県	"日本最大の海賊"の本拠地:芸予諸島 ーよみがえる村上海賊 "Murakami KAIZOKU"の記憶-
37	佐賀県・長崎県	日本磁器のふるさと 肥前~百花繚乱のやきもの散歩~

# 舞 6 ☆ 美術館・歴史博物館・劇場等の振興

# ■ 美術館・歴史博物館・劇場等の振興

文化庁では、美術館・歴史博物館が、地域住民の文化芸術活動・学習活動の場として積極 的に活用され、国内外の発信拠点としての機能が充実するよう様々な支援や人材養成等を 行っています。

「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」では、美術館・歴史博物館を主体とし、 地域に存する文化財の活用、観光振興、多言語化による国際発信、国際交流、地域へのアウ トリーチ活動、人材育成等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組を支援しています。

また、公私立の美術館・歴史博物館の学芸員等の専門的な知識や技術を向上させ、美術 館・歴史博物館活動の充実を図るため、国立美術館・国立博物館等の協力を得て、企画展示 セミナーなど様々な研修会や講習会等を実施しています。さらに、美術館等の管理・運営や 教育普及等を担う専門職員の資質向上を図るため、ミュージアム・マネジメント研修や ミュージアム・エデュケーター研修を実施しています。

# 2 国立美術館・博物館の開館時間の延長

国立の美術館・博物館では、平成28年9月から開館時間を延長して週2回の夜間開館 (金・土曜日は20時まで)を開始しました。また、夜間開館と連動して、コンサート・野外 シネマなど、様々な参加・体験型各種イベントを実施しています。

## 3 美術品補償制度・海外美術品等公開促進

「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づいて、展覧会のために海外等か ら借り受けた美術品に損害が生じた場合にその損害を政府が補償する「美術品補償制度」が 設けられています。この制度の創設以来、平成29年3月末現在で25件(28年度は2件)の 展覧会が美術品補償制度の対象になっています。美術品補償制度によって、展覧会の主催者 の保険料負担が軽減され、広く全国で優れた展覧会が安定的・継続的に開催されることが期 待されています。

また、「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」によって、従来は強 制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品 等を公開する展覧会の開催が可能となっています。平成28年度は13件の展覧会で公開する ために借り受けた美術品等を指定しました。

## 4 登録美術品制度

「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、優れた美術品の美術館 や博物館における公開を促進する「登録美術品制度」が設けられています。この制度は、優 れた美術品について、個人や企業等の所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にし て文化庁長官が登録するものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で 結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館において5年以上の期間にわたって計画 的に公開・保管されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置\*1が設け られています。平成29年3月末現在までに、71件(8.382点)の美術品が登録美術品として 登録されています。

## 15 国立美術館

国立の美術館として、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立 国際美術館、国立新美術館が設置されています。各国立美術館では、それぞれの特色を生か しつつ、5館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調 査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員 の資質向上のための研修、公私立美術館に対する助言、地方における巡回展などを行ってい ます\*<sup>2</sup> (図表 2-9-24)。

各国立美術館は、定期的に企画展を開催しています。

平成28年度においては、「安田靫彦展」(東京国立近代美術館)、「茶碗の中の宇宙 樂家一 子相伝の芸術」(京都国立近代美術館).「日伊国交樹立150周年記念 カラヴァッジョ展」(国 立西洋美術館). 「日伊国交樹立150周年特別展 アカデミア美術館所蔵 ヴェネツィア・ル ネサンスの巨匠たち | (国立国際美術館). 「オルセー美術館・オランジュリー美術館所蔵 ルノワール展」(国立新美術館)などを開催しました。東京国立近代美術館フィルムセンター では、「生誕100年 映画監督 加藤泰」の上映などを行いました。

また、美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修を実施したり、国立国会図書 館や国立情報学研究所などと連携して美術情報を多元的に発信したりしています。

<sup>\*1</sup> 相続税の物納の特例措置:相続税の物納が認められる優先順位を国債や不動産などと同じ第1位とするもの。物納された美術 品は、それまで公開契約を結んでいた美術館に無償で貸与され、引き続き美術館での保管・公開が可能となる。これまでに2 件の美術品が物納されている。

<sup>\*2</sup> 参照:http://www.artmuseums.go.jp



#### 東京国立近代美術館

近・現代美術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示し、関連する調査 研究や事業を行っています。本館のほか、工芸館、フィルムセンターを設置して います。フィルムセンターは,我が国における映画文化の中枢となる総合的な フィルム・アーカイブ(映画フィルムと関連資料を収集・保存・活用する機関) を目指しています。

【所在地:東京都千代田区】



#### 京都国立近代美術館

近・現代美術、特に関西を中心とした西日本の作品に重点を置きつつも、写 真・デザイン・ファッションや建築等その他の資料も視野に入れながら、収集・ 保管・展示事業を展開し、関連する調査研究や事業を行っています。

【所在地:京都府京都市左京区】



#### 国立西洋美術館

昭和30年10月8日に日本政府とフランス政府との間に成立した合意に基づき, フランス政府から日本政府に寄贈返還された松方コレクション(主にフランスの 絵画・彫刻)を基礎とした展覧事業を中心に、西洋美術に関する作品や資料の収 集、調査研究、保存修復、教育普及、出版物の刊行などを行っています。

【所在地:東京都台東区】



#### 国立国際美術館

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術作品、 その他の資料のうち、現代美術(主に昭和20年以降)を重点的に収集し、日本 と世界の現代美術の動向を分かりやすく展示するとともに、これらに関連する調 査研究や事業を行っています。

【所在地:大阪府大阪市北区】



#### 国立新美術館

我が国の美術創造活動の活性化のため、全国的な活動を行っている美術団体な どに展覧会の会場を提供するとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを 通じて、美術に関する新たな創造活動の展開やアーティストの育成などを支援し ています。また、美術に関する情報の収集・提供や教育普及活動を展開し、関連 する調査研究を行っています。

【所在地:東京都港区】

# 6 国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館 の4博物館を設置し、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財 研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設におい て調査・研究などを行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図るこ とを目的としています\*3 (図表 2-9-25)。

\*3 参照:http://www.nich.go.jp

#### 図表 2-9-25

### 国立文化財機構



#### 東京国立博物館

我が国の人文系の総合的な博物館として、日本を中心に広くアジア諸地域にわ たる有形文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等 を行うとともに、資料館において、創設以来収集・保管してきた写真、図書等の 学術資料を、研究者を中心に広く公開しています。

【所在地:東京都台東区】



#### 京都国立博物館

京都に都が置かれた平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財につ いて、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに、文 化財保存修理所において、文化財の保存修理、模写・模造や修復文化財に関する 資料収集、調査研究を実施しています。

【所在地:京都市東山区】



#### 奈良国立博物館

仏教美術及び奈良を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調 査研究、教育普及事業等を行うとともに、文化財保存修理所において、伝統的技 術と人文科学・科学技術を融合した保存修復を実施しています。

【所在地:奈良県奈良市】



#### 九州国立博物館

「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」博物館として、日本とアジア 諸地域との文化交流を中心とした文化財の収集、保存、管理、展示、調査研究、 教育普及事業等を行うとともに、文化財保存修復施設において、伝統的技術と人 文科学・科学技術を融合した保存修復を実施しています。

【所在地:福岡県太宰府市】



#### 東京文化財研究所

基礎的なものから先端的・実践的なものまで多様な手法によって我が国の文化 財の研究を行うとともに、その成果の積極的な公表・活用を図り、保存科学・修 復技術に関する我が国の拠点としての役割を果たしています。また、世界の文化 財保護に関する国際的な研究交流等を実施し、文化財保護における国際協力の拠 点としての役割を担っています。

【所在地:東京都台東区】



#### 奈良文化財研究所

遺跡・建造物・庭園等の土地と結び付いた文化財や、南都諸大寺及び近畿周辺 を中心とした古社寺等における文化財の保存・活用を図るための発掘、調査研究 を行うとともに、全国各地の発掘調査、建造物修理等に対する協力・助言等を 行っています。また、アジア諸地域の遺跡・建造物等の文化財に関する国際的な 研究支援や保護事業への協力等を実施しています。

【所在地:奈良県奈良市】



#### アジア太平洋無形文化遺産研究センター

アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護のための調査研究拠点として、 当該地域における危機に瀕した無形文化遺産の保護に向けた現地調査や、この分 野で活躍する当該地域の研究機関や研究者についての総合的な情報収集を行って います。また、大阪府堺市と連携協力しながら国際的な文化交流に向けた事業の 実施も展開しています。

【所在地:大阪府堺市】

各博物館では、現在、国宝・重要文化財を含めて約12万件の文化財を所蔵しています。

これらの文化財を活用し、平常展、企画展などを通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化 の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。

平成28年度においては、特別展「禅―心をかたちに―」(東京国立博物館)、特別展覧会 「没後150年 坂本龍馬」(京都国立博物館),「第68回正倉院展」(奈良国立博物館), 特別展 「京都 高山寺と明恵上人―特別公開 鳥獣戯画―」(九州国立博物館)などの特別展を開催し ました。

東京文化財研究所では、日本・東洋の美術・芸能等の文化財に関する調査研究や文化財の 保存に関する科学的な調査、修復材料・技術の開発に関する研究を行っています。また、海 外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力、アジア諸国を中心とした文化財保 存修復協力、ネパールにおける復興支援など、国際交流も進めています。

奈良文化財研究所では、遺跡、建造物、歴史資料などの調査研究や平城宮跡、飛鳥・藤原 宮跡の発掘調査などを進めています。また、全国各地の発掘調査などに対する指導・助言や 地方公共団体等の文化財担当者に対する研修も行っています。さらに、海外の遺跡保護のた めの国際協力事業や技術移転にも取り組んでいます。

平成23年10月に日本政府とユネスコの協定に基づき設置されたアジア太平洋無形文化遺 産研究センターでは、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護を強化する拠点の一つと して様々な活動を行っています。

なお、国立文化財機構は東日本大震災等における「文化財レスキュー事業」等の経験を踏 まえ、大規模災害に対応した文化財等の救出・救援体制を確保するため、機構内に設置した 「文化財防災ネットワーク推進本部」において、今後起こり得る大規模災害に当たって機構 が果たすべき文化財の防災・救援業務に係る研究や文化財等の防災に関する各種団体との ネットワーク構築等を進めています。平成28年4月に発生した熊本地震においては、文化 庁の要請を受け、九州国立博物館を事務局とした救援対策本部を立ち上げ、被災文化財レス キュー活動を行いました。

# 7 日本芸術文化振興会

## (1) 伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の振興の拠点として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇 場、国立劇場おきなわが設置されています。日本芸術文化振興会は、これらの5館を通し て、歌舞伎、文楽、舞踊、邦楽、大衆芸能、能楽、組踊などの伝統芸能の公開や伝承者の養 成、伝統芸能に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与などの事業を行って います(図表 2-9-26)。

平成28年度は、公演事業として、5館で計184公演(1040回)を実施しました。歌舞伎及 び文楽では、国立劇場50周年を記念し義太夫狂言の大作「仮名手本忠臣蔵」を、全段完全 通しで上演を行いました(国立劇場)。能楽では、古典作品のほか、新作・復曲作品など 様々な演目を上演しました(国立能楽堂)。

また、外国人を対象とした「DiscoverKABUKI」を平成27年度に引き続き実施するとと もに、「DiscoverBUNRAKU」、「DiscoverNOH & KYOGEN」、「DiscoverKUMIODORI」を 上演しました。「伝承者養成事業」では、29年3月現在、歌舞伎俳優9人、歌舞伎音楽(竹 本) 2人, 歌舞伎音楽(鳴物) 1人, 歌舞伎音楽(長唄) 2人, 大衆芸能(寄席囃子) 4人, 能楽2人、文楽3人、組踊10人がそれぞれ研修中です。

また,伝統芸能に関する調査研究を継続的に実施しているほか,各館において展示や各種 講座などを実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

## (2) 現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術の振興の拠点として、新国立劇場が設置されています。日本芸術文 化振興会は, 新国立劇場を通して, オペラ, バレエ, 現代舞踊, 演劇等の公演の実施や, 実 演家等の研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を 行っています\*4 (図表 2-9-26)。

平成28年度は、公演事業としてオペラ「ワルキューレ」、バレエ「ロメオとジュリエッ ト | 中村恩恵×新国立劇場バレエ団「ベートーヴェン・ソナタ | 演劇「ヘンリー四世 | な ど、計30公演(245回)を実施しました。実演家研修事業では、29年3月現在、オペラ15 人、バレエ13人、演劇35人がそれぞれ研修中です。

また、新国立劇場や舞台美術センター資料館において展示や各種講座などを実施し、現代 舞台芸術の理解促進と普及に努めています。

図表 2-9-26

我が国の伝統芸能の保存と振興を図ることを目的として、歌舞伎・文楽・舞 踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能等の公演を行っています。また、歌舞伎俳優・ 歌舞伎音楽・大衆芸能の伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料収集な どの事業を実施しています。敷地内に伝統芸能の普及に資するための伝統芸能情 報館を併設しています。

【所在地:東京都千代田区】



#### 国立演芸場

大衆芸能の保存と振興を図ることを目的として、落語・講談・浪曲・漫才・奇 術・曲芸などの公演を行っています。施設内の展示室では、演芸に関する資料を 展示しています。

【所在地:東京都千代田区】



#### 国立能楽堂

能楽の保存と振興を図ることを目的として、能と狂言の公演を行っています。 また、能楽の伝承者(ワキ方・囃子方・狂言方)の養成、能楽に関する調査研 究・資料収集などの事業を行っています。

【所在地:東京都渋谷区】



#### 国立文楽劇場

人形浄瑠璃文楽を中心に上方芸能の保存と振興を図ることを目的として. 文 楽・舞踊・邦楽・大衆芸能・特別企画などの公演を行っています。また、文楽技 芸員(太夫・三味線・人形遣い)の養成、文楽等に関する調査研究・資料収集な どの事業を行っています。

【所在地:大阪府大阪市中央区】



#### 国立劇場おきなわ

組踊・琉球舞踊・琉球音楽などの公演事業を通じ、広く沖縄の伝統芸能を鑑賞 する機会を提供するとともに、沖縄の芸能に影響を与えた本土の芸能、アジア・ 太平洋地域の芸能を紹介しています。また、組踊の伝承者(立方・地方)の養成、 沖縄伝統芸能に関する調査研究・資料収集などの事業を行っています。

【所在地:沖縄県浦添市】



#### 新国立劇場

オペラ劇場・中劇場・小劇場の三つの劇場を備え、オペラ・バレエ・現代舞 踊・演劇等の現代舞台芸術の公演を行っています。また、次代を担うオペラ歌 手・バレエダンサー・俳優などを育成するための研修や、現代舞台芸術に関する 調査研究・資料収集などの事業を行っています。

【所在地:東京都渋谷区】

# 国際文化交流を通じた日本文化の 発信と国際協力への取組

## ■ 国際文化交流の総合的な推進

## (1) 文化関係の国際的な会合の開催・参加

#### ①日中韓文化大臣会合

日中韓文化大臣会合は、文化交流・協力の強化に向けた方策等について、日中韓3か国の文化担当大臣が意見交換を行うものです。平成28年8月に韓国の済州特別自治道で開催された第8回会合では、「2016済州宣言」を採択し、これまでの3か国の取組を評価しました。また、更なる協力の必要性及びオリンピック等を通じた3か国での共同メッセージの世界発信について認識を同じくしました。

これまでの会合での合意に基づき,「東アジア文化都市」,「日中韓芸術祭」,「日中韓文化 芸術教育フォーラム」などの3か国共同事業を実施しています。

### ②ASEAN+3文化大臣会合

ASEAN + 3 文化大臣会合は、東南アジア諸国連合(ASEAN)の10か国と日中韓3か国の文化担当大臣が、ASEAN統合の深化に向けて文化分野における協力について意見交換を行うものです。平成28年8月にブルネイで開催された第7回会合では、「日ASEAN 文化大臣会合」第2回会合も同時開催されました。

これらの会合における日本からの提案を踏まえ、メディア・舞台芸術分野における専門家 派遣及び著作権制度整備支援等の取組を行っています。

## (2) 文化芸術活動を行う者の国際的な交流

#### ①文化交流使の派遣

世界の人々の日本文化への理解の深化や日本と外国の文化人等のネットワーク形成・強化を目的として、芸術家、文化人など文化芸術に携わる人々を一定期間「文化交流使」として指名し、海外に派遣しています。文化交流使は、海外で実演、実技指導、講演、講義、上映、展示、共同制作、情報交換などを行っています。平成28年度は、6人を新たに指名し、デザイン、日本舞踊、建築、落語といった様々な分野で活躍中の芸術家・文化人が活動を行いました。また、日中韓文化大臣会合\*5における合意を踏まえて26年度から中国及び韓国との間で実施している「東アジア文化交流使」についても、28年度に、新たに指名された6人が、両国において公演や実技指導、共同制作などを行いました。

#### ②ハイレベル文化人専門家の招へい

文化庁では、外国のハイレベルの文化人、芸術家や文化財専門家などを招へいし、我が国関係者との意見交換などを実施しています。平成28年度は、韓国、オーストラリア、中国、タイ、フィリピンの5か国から9人の専門家を招へいしました。

### (3) 東アジア諸国や国際交流年に設定された国々等との交流

#### ①東アジア文化都市

「東アジア文化都市」は、日中韓3か国から1都市ずつを選定し、都市間交流を行いながら、各都市において現代の芸術文化や伝統文化、多彩な生活文化に関する様々な文化芸術イ

<sup>\*5</sup> 参照:第2部第9章第7節 1 (1) ①

ベント等を実施する文化事業であり、平成26年から開始しました。日本における東アジア 文化都市として、26年は神奈川県横浜市が、27年は新潟県新潟市が、28年は奈良県奈良市 が、29年は京都府京都市がそれぞれ選ばれています。

#### ②「国際交流年」における大型文化事業の開催

文化,教育,スポーツなど幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって諸外国との友好と相互理解を深めるため,多くの国・地域との「国際交流年」が設定されています。平成28年は「日本・イタリア国交150周年」、「日・シンガポール外交関係樹立50周年」などに当たり、文化庁では様々な事業を主催・支援しました。

## ③アーティスト・イン・レジデンス\*6活動を通じた国際文化交流促進事業

文化庁では、国内のアーティスト・イン・レジデンス実施団体が行う国内外芸術家の滞在型創作活動等を支援することにより、海外のアーティスト・イン・レジデンス実施団体との国際的な協力関係を活発にし、双方向の国際文化交流を支援しています。平成28年度は、19件の団体に対して支援を行いました。

## 2 芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。文化庁では、芸術文化の国際交流を推進するため、芸術団体が海外公演を行ったり、有名な国際芸術祭に参加したり、海外映画祭等に出品したりする取組を支援しています。

## 3 文化財国際交流・協力の推進

文化庁では、「文化芸術振興基本法」や第4次基本方針などを踏まえ、世界に誇ることができる芸術を創造し、これを国内外に発信するとともに、文化芸術の国際交流・文化遺産の保護における国際協力などを推進しています。

## (1) 文化遺産の保護における国際協力

破壊や消滅など危機にさらされている海外の文化遺産を保護するために、日本に蓄積された知識、技術、経験などを活かした国際協力を推し進めていくことを定めた「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成18年6月)の下、文化庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団体等が一体となって連携協力し、文化遺産の保護における国際協力を効果的かつ効率的に推進するために「文化遺産国際協力コンソーシアム(推進協議会)」(図表 2-9-27)を設立し、文化遺産国際協力に関する様々な活動を行っています。

<sup>\*6</sup> アーティスト・イン・レジデンス (Artist in Residence): 国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な文化交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するもの。

#### 図表 2-9-27 文化遺産国際協力コンソーシアムの取組と体制

#### ●「つなぐ」 ネットワーク構築

大学・研究機関、公的機関(関係省庁、独立行政法人)、国際協力支援機関(企業、NGO、NPO等)、民間助成 団体等、相互を結ぶ横のネットワークの構築。

#### ●「しらべる」 調査研究

文化遺産国際協力に関する各国の取組や要望に関して、情報収集や調査研究を実施。 現地調査で得た情報は報告書やデータベース上で公開。

#### ●「あつめる」 情報の収集と提供

文化遺産国際協力に関わる様々な基礎情報(専門家情報、国際協力実績、遺産に関する情報等)をデータベース 化し、コンソーシアム会員がウェブ上で検索できるシステムを提供。

#### ●「つたえる」 広報・普及活動

日本が行っている文化遺産国際協力活動について、ウェブサイトを通じて活動事例を紹介。 シンポジウム、研究会等で国際協力の重要性や文化遺産国際協力分野における最新動向の発信。



(出典) 文化遺産国際協力コンソーシアムウェブサイト http://www.jcic-heritage.jp/about/

### (2) 国際社会からの要請等に基づく国際支援

文化庁では、文化遺産国際協力コンソーシアム、外務省や国際交流基金その他の関係機関 との協力の下で、文化遺産の保護における国際貢献事業として、①「緊急的文化財国際事 業」、②「文化遺産国際協力拠点交流事業」を実施しています。

#### ①緊急的文化財国際事業

平成16年度から、紛争や自然災害によって被災した文化遺産について関係国や機関から の要請等に応じ、我が国の専門家の派遣や相手国の専門家の招へいを行うなど緊急対応の専 門家交流事業を実施しています。28年度は、シリアにおける文化遺産保護保全のためのマ ニュアル作成や被災文化財に関する調査、ミャンマーにおける地震被害調査を実施しました。

#### ②文化遺産国際協力拠点交流事業

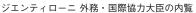
平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等 との交流や協力を行う拠点交流事業を実施し、現地で文化遺産の保護に携わる人材の養成に 取り組んでいます。28年度は、ネパールの被災文化遺産保護に関する技術的支援に関する 拠点交流事業や、ミャンマーにおける発掘調査法・遺物研究法等の考古技術移転を目的とし た拠点交流事業等を実施しました。

## (3) 二国間取決め等による国際交流・協力

#### ①日本古美術海外展

平成28年7月から9月までクイリナーレ宮美術館(イタリア・ローマ)において日本古 美術海外展「日本仏像展」を開催しました。日本仏教彫刻の特色をよく示す飛鳥時代から鎌 倉時代までの作品で、国宝・重要文化財を含む21件(35点)を展示しました。







毎週日曜日にボランティアによる展示解説を実施

### ②アジア諸国への文化財の保存修復協力

文化庁では、アジア諸国に文化庁の調査官等を派遣して、歴史的建造物の共同調査や保存 修復についての技術協力を行っています。また、アジア諸国の文化財の専門家や行政官を招 へいして、技術協力に関する協議や研修を行うなど文化財建造物の保存修復分野における研 究交流、人材育成を推進しています。

#### ③イタリアとの交流・協力

我が国は、文化財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと日伊文化 遺産国際協力に関する覚書を締結して、積極的な交流を行っています。平成20年度から壁 画の保存修復と活用の調和に関する協力や、文化的景観と歴史的街区の保護に関する協力等 の共同プロジェクトが進行しています。

#### ④イクロムとの連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター(ICCROM:イクロム)に加盟し、分担金の拠出や国際的な研究事業等への協力を行っています。文化庁では、平成12年度から文化庁の調査官を派遣し、連携の強化を図っています。

#### (4) 文化財の不法な輸出入等の規制

我が国では、不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護するため、平成14年に「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。この法律では、外国の博物館等から盗取された文化財の輸入を禁止しており、盗難被害にあった者は、民法で認められている代価弁償を条件として、特例として回復請求期間が10年間に延長されています。

平成27年10月には、経済産業省告示第199号を受け、「シリアにおいて不法に取得された文化財の輸入における取扱いについて」(平成27年10月5日付け 文化庁文化財部長通知)を発出しました。これにより、既に輸入規制の対象となっているイラクから不法に持ち出された文化財等に加え、シリアにおいて不法に取得された文化財についても、輸入規制の対象となり、原則輸入の承認が行われないことになりました。

## (5) 武力紛争の際の文化財の保護

我が国では、武力紛争時における文化財を保護するため、「武力紛争の際の文化財の保護 に関する条約 | と「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律 | 等に基づいて、武力紛争時 に他国に占領された地域(被占領地域)から流出した文化財の輸入が規制されています。

また、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為や、文化財を軍事目的に 利用する行為等が罰則の対象となっています。

# 会の変化に対応した国語施策の推進

国語は、国民の生活に密接に関係し、我が国の文化の基盤になるものです。文化庁では、 時代の変化や社会の進展に伴って生じる国語に関する諸問題に対応して、より適切な国語の 在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を実施しています。

## 1 国語課題の検討

文化審議会国語分科会では、平成25年2月18日に分科会が報告をした「国語分科会で今 後取り組むべき課題について(報告)」のうち、「コミュニケーションの在り方について」及 び「言葉遣いについて」を取り上げ、検討を進めています。29年度中に審議内容を取りま とめる予定です。

## 2 常用漢字表に関する手当で

「常用漢字表」(平成22年11月30日内閣告示)は、文化審議会「改定常用漢字表(答申)」 (22年6月7日)を踏まえて定められています。文化審議会国語分科会では、常用漢字表を より活用しやすくするための検討を行い、28年2月に「常用漢字表の字体・字形に関する 指針(報告)」\*7を取りまとめました。この指針では、印刷文字と手書き文字における表現の 違いや、筆写の楷書ではいろいろな書き方があるものなどについて、Q&A式の説明や字形 比較表等によって、具体的に分かりやすく解説しています(図表 2-9-28)。

#### 図表 2-9-28 Q&A はねるか、とめるか(「木」・「きへん」など)

Q38 「木」という漢字の真ん中の縦画の最後を、はねるように書いたら誤りなのでしょうか。「きへん」の場合についても教えてください。

A 「木」や「きへん」は、はねて書かれていても誤りではありません。はねても、はねなくてもいい漢字は、ほかに多数あります。

「字体についての解説」にも、両方の書き方があることが右のように例示されています。これは、 「きへん」の場合も同様に考えられます。

漢字の習得の段階では、「木」や「きへん」の付いた漢字について、はねのない字形が規範とし

て示されることが多く,はねたら誤りであると考えている人も少なくないようですが,手書きの楷書では,はねる形で書く方が自然であ るという考え方もあります。また,戦後の教科書には,両方の形が現れています。これは「のぎへん」や「うしへん」も同様です。

# 3 国語に関する世論調査

文化庁では、社会変化に伴う日本人の国語意識の現状について調査するために、平成7年 度から「国語に関する世論調査」を実施し\*8、その結果を毎年秋に公表しています。28年9 月に公表した27年度調査では、文化審議会国語分科会で審議されている「コミュニケーショ ンの在り方・言葉遣い」に関する問いを中心に、全部で26の項目について調査しました。

<sup>\*&</sup>lt;sup>7</sup> 参照:http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/jitai\_jikei\_shishin.pdf

<sup>\*\*</sup> 参照:http://www.bunka.go.jp/tokei\_hakusho\_shuppan/tokeichosa/kokugo\_yoronchosa/index.html

また、「国語に関する世論調査」で平成12年度から取り上げてきた慣用句等の調査結果に 基づいて作成した動画「ことば食堂へようこそ!」を、YouTube 文部科学省公式チャンネ ル MEXTch において公開中です\*9。

Golumn

## 平成27年度「国語に関する世論調査」

平成27年度「国語に関する世論調査」では、言葉への関心、場面ごとの敬意表現、 情報化の中でのコミュニケーション,「ら抜き」「さ入れ」「やる/あげる」,言葉に対する 感覚、慣用句等の意味・言い方などを調査しましたが、ここでは、和語・漢語と外来語 の使用頻度について御紹介します。

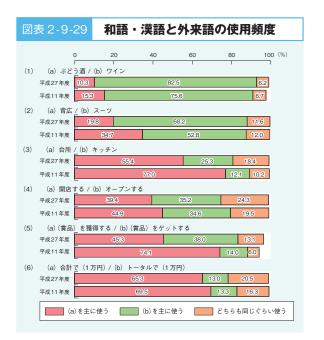
六つの和語・漢語を用いた言い方と、同じ意味で使われる外来語を用いた言い方を対 比して挙げ、どちらの言葉を主に使うかを尋ねました(図表 2-9-29)。

六つの言葉のうち和語・漢語を「主に使う」は、(6)「合計で(1万円)」(65.3%)、 (3)「台所」(55.4%), (5)「(賞品を)獲得する」(45.3%), (4)「開店する」(39.4%) の順に高く、この四つの言葉は外来語を「主に使う」を上回っています。一方、外来語 を「主に使う」は、(1)「ワイン」(82.5%)、(2)「スーツ」(68.2%)の順に高く、こ

の二つの言葉は和語・漢語を「主に使 う」を上回っています。

過去の調査結果(平成11年度)と比 較すると、外来語を「主に使う」と回 答した人の割合は, (1)の「ワイン」 では7ポイント増加し、8割強となっ ています。(2)の「スーツ」では15 ポイント増加し、7割弱となっていま す。一方、(4)の「オープンする」及 び(6)の「トータルで(1万円)」で は、外来語を「主に使う」と回答した 人の割合に、余り変化は見られません。 以上のように、平成11年度の調査か ら今回調査に掛けて、使用に広がりが 見られた外来語がある一方、ほとんど 使用状況に変化のない外来語もあると

いうことが分かりました。



# 4 消滅の危機にある言語・方言に関する取組

平成21年2月にユネスコがアイヌ語など国内の八つの言語・方言 $^{*10}$ が消滅の危機 $^{*11}$ にあ ると発表したこと(図表 2-9-30)を受けて、文化庁では、これらの調査研究や周知の取 組等を行っています。また、23年3月11日に起きた東日本大震災の被災地の方言に関する 調査を行い、その保存・継承のための取組を支援しています。

<sup>\*9</sup> 参照:http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\_nihongo/kokugo\_shisaku/kotoba\_shokudo/index.html

<sup>\*10</sup> ユネスコでは、日本で「方言」として扱われる言葉も区別を設けず全て「言語」として扱っている。

<sup>\*11</sup>ユネスコでは,消滅の危機状況について,危機の度合いの高いものから順に,【絶滅】,【極めて深刻】,【重大な危険】, 【危険】, 【脆弱】, 【安全】と表している。

#### 図表 2-9-30 ユネスコによる日本における消滅の危機にある言語・方言とその危機状況

【絶 滅】該当なし

【極めて深刻】アイヌ語(北海道等)

【重大な危険】八重山方言(石垣島,波照間島等),与那国方言(与那国島)

険】八丈方言 (八丈島,青ヶ島等),

奄美方言(奄美大島, 喜界島等),

国頭方言(沖縄本島北部, 与論島等),

沖縄方言(沖縄本島中南部, 久米島等),

宮古方言(宮古島,多良間島等)

【脆 弱】該当なし

【安 全】記載をせず

ユネスコが認定した危機言語・方言のうち、平成22年度と24年度にアイヌ語、奄美方言、 宮古方言, 与那国方言について, 25年度と26年度に八丈方言, 国頭方言, 沖縄方言, 八重 山方言について、それぞれ危機度の実態や保存・継承のための取組状況を調査しました。

これらの調査結果を受け、文化庁では、平成27年度から、危機的な状況を周知するため の「危機的な状況にある言語・方言サミット」と、研究者と行政等の担当者の情報交換の場 としての「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」を開催しています。28年 度はサミットを鹿児島県与論町で、研究協議会を東京と与論町で開催しました。

さらに、平成25年度、26年度に、「極めて深刻」とされたアイヌ語を保存・継承するため、 アイヌ語音声資料を文字化したり翻訳や注釈を作成したりするなどアーカイブ(保存記録) 化に関する研究を進め、27年度からは、アイヌ語のアナログ音声資料のデジタル化とアイ ヌ語のアーカイブ作成の支援を始めました。28年度は、約600本のアナログ音声資料を対象 としたデジタル化と、白老町のアイヌ民族博物館及び平取町の二風谷アイヌ文化博物館の アーカイブ作成の支援を行いました。

また、文化庁では、東日本大震災によって被災地の方言が危機的な状況にあると考え、青 森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の各方言の特徴と方言に対する意識を調査し、平成 25年度から、被災地における方言の活性化支援事業を実施し、「地域のたから」としての方 言の保存・継承に資する活動を支援しています。28年度には、5件を採択しました。

なお、平成22年度以降の消滅の危機にある言語・方言に関する調査研究の結果等につい ては、文化庁ウェブサイトで公開しています\*12。



危機的な状況にある言語・方言サミット(与論)



被災地における方言の活性化支援事業(八戸)

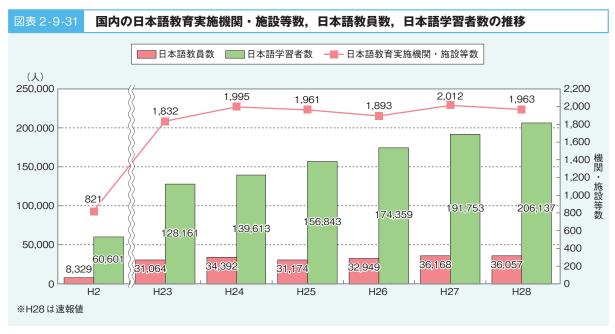
# 第 9 節

# 外国人に対する日本語教育施策の推進

## 11 外国人に対する日本語教育施策

国内の在留外国人数は、約238万人と近年は200万人を超えて推移しており、我が国に中長期に在留する外国人が増加しています(平成28年12月末時点、法務省公表)。国内の日本語学習者数は、東日本大震災の影響で一時減少したものの、その後は増加し、約21万人(28年11月時点速報値、文化庁調べ)となっています。日本で暮らす多くの外国人が様々な目的で日本語を学んでいます(図表 2-9-31)。

このような状況の下で、文化庁では、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っています(図表 2-9-32)。



#### 日本語教育に関する主な事業

#### 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

日本に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日 本語教育の充実を図るため、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の育 成及び教材の作成を支援するとともに、各地の日本語教育の体制整備を推進す る取組を支援しています。

- ●地域日本語教育実践プログラム(A)(B)
- ●地域日本語教育スタートアッププログラム
- ●地域日本語教育コーディネーター研修

#### 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援事業の一環として、定住支援 施設において日本語教育を行うとともに、 定住支援施設退所後も難民及び支援 団体等に対し、日本語教育相談や学習教材の配布等の支援を行っています。

#### 日本語教育に関する調査及び調査研究

日本語教育実施機関・施設・教員などに関する実態を把握するための日本語 教育実態調査のほか、日本語教育施策について検討する際の基礎資料とするた めの各種調査を実施しています。

#### 日本語教育研究協議会等の開催

日本語教育に対する理解の促進を図るとともに、日本語教育の水準の向上と日本 語教育の推進に資するため、日本語教育研究協議会や都道府県・政令指定都市日本 語教育推進会議,研修等を開催し,施策の周知や情報交換を行っています。

- ●日本語教育大会
- ●日本語教育研究協議会
- ●都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
- 都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議

#### 省庁連携日本語教育基盤整備事業

日本語教育推進会議等を通じて日本語教育に関する意見交換や情報の共有を 行っています。また、日本語教育に関する各種コンテンツを集めた「NEWS」を作成し、公開しています。









コミュニケーションの手段, 文化発信の基盤としての日本語教育の

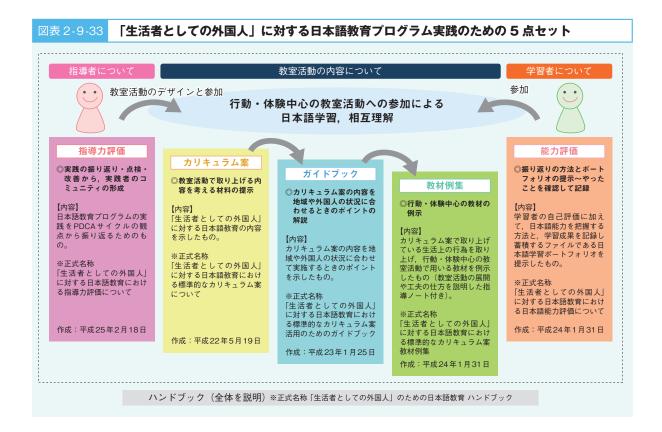
## 🛛 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実

文化庁では、日本国内に定住している外国人等を対象として、日常生活を営む上で必要と なる日本語能力等を習得できるよう、地域における日本語教育に関する優れた取組、日本語 教育の充実に資する研修等を実施することにより、日本語教育の推進を図ることを目的とし た「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施しています。

「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業 | においては、日本語教育の実施や指 導者等の人材の養成・研修及び学習教材の作成,多様な機関との連携・協力を図り,日本語 教育の体制整備を推進する取組を支援する「地域日本語教育実践プログラム」を行っていま す。加えて、平成28年度からは、日本語教室が設置されていない地域を有する地方公共団 体に対して専門家を派遣する「地域日本語教育スタートアッププログラム | を新たに実施し ています。

また、地方公共団体との連携の強化を図る観点から、都道府県・政令指定都市日本語教育 推進会議を平成28年度から新たに開催しています。

平成19年7月に、文化審議会国語分科会に日本語教育小委委員会が設置され、これまで 日本語教育の内容及び方法に関し、計画的に検討を行い、「『生活者としての外国人』に対す る日本語教育の標準的なカリキュラム案」等(図表 2-9-33)を取りまとめました。これ らが地域の日本語教育を推進していく上でよりどころの一つとして一層活用されるよう。周 知を図っています。



## 3 日本語教育の更なる推進に向けた施策の検討

日本語教育をめぐる状況の変化に対応するため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会は、平成24年5月に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、25年2月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」を取りまとめ、日本語教育を推進するに当たっての主な論点を11に整理しました(図表2-9-34)。

これを受けて、日本語教育小委員会では、平成26年度から「論点7.日本語教育のボランティアについて」、「論点8.日本語教育に関する調査研究の体制について」の検討を行い、28年2月に「地域における日本語教育の推進に向けて一地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について一(報告)」\*13を取りまとめました。

平成28年度からは、「論点5. 日本語教育の資格について」、「論点6. 日本語教員の養成・研修について」の二つを取り上げ、国内外の様々な分野で活動する日本語教育人材の養成・研修及び資格の在り方について検討を行っています。

「日本語教育推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について (報告)」のイメージ図

370 文部科学白書 2016

# 第10節

# 新しい時代に対応した著作権施策の 展開

## ■ 著作権制度の見直し

文化審議会著作権分科会においては、社会の要請を踏まえ、著作権制度の見直し等について検討を行っています。平成28年度は、デジタル化・ネットワーク化の進展により生じた新たなニーズを踏まえ、権利者の許諾なく著作物を利用できる仕組み(権利制限規定)の整備等について検討を行いました。(1)から(4)の課題については、著作権法改正の方向性について、29年4月に報告書を取りまとめました。また、(5)や(6)の課題については、引き続き検討を行っていく予定です。

## (1) 柔軟性のある権利制限規定の整備

技術革新により、AIやビッグデータの活用など著作物等を利用したサービスを創出し発展させるためのニーズが新たに生じていることを踏まえ、新たな著作物利用形態に柔軟に対応できる権利制限規定の在り方について検討を行いました。コンピュータの内部などで行われる著作物のコピー等のように著作物の表現の知覚を伴わないケースなど、権利者の利益を害しない行為について、幅広く権利制限の対象とすることが適当としました。また、様々な著作物を検索するサービス等のために著作物を部分的に表示することや、外国人の観光上必要な情報等に関する翻訳サービスについて、権利制限規定の整備を行うことを適当としています。

## (2)教育の情報化の推進

近年、反転授業を通じた主体的な学び等による教育の質の向上や教育機会の拡大のため、ICT活用教育が重要とされており、その推進のための著作権制度上の課題の解決が求められています。検討の結果、授業で使用するための教材等をメールで送信することや、eラーニング用の講義映像に著作物を収録して送信することについて、著作権者への補償金支払を条件として、新たに権利制限規定の対象とすることが適当としました。また、教育機関における法の研修・普及啓発や法解釈に関するガイドラインの策定、ライセンス環境の整備など、法の運用面の課題の解決に向け、関係者を中心として取組を進めていくべきことを提言しました。

## (3) 障害者の情報アクセス機会の充実

平成25年6月,「盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約(仮称)」が採択されました(28年9月に発効)。これを受け、同条約の締結に必要な法制度の整備について検討を行うとともに、視覚障害者等のための情報アクセス機会の充実に向けた制度整備について検討を行いました。具体的には、視覚障害者等のための権利制限規定の対象を肢体不自由者に拡大することや、ボランティア団体が障害者向けに音訳サービス等を提供しやすくするための制度の整備等について提言しました。

## (4) アーカイブの利活用促進

著作物等のアーカイブの促進に係る著作権制度上の課題については、平成26年度から検

討を行ってきました。我が国の文化資料のアーカイブを利活用するため、美術館等が観覧者 のためにタブレット等の電子機器を使ったり美術や写真のサムネイル画像(小さな画像)を インターネットに掲載したりして、作品の解説・紹介をすることを著作権法上可能とするこ とや、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金の取扱いを見直すこと等を提言しま した。引き続き、アーカイブ機関における著作物等の適正な利用を推進するための検討を 行っていきます。

### (5) リーチサイトへの対応

いわゆるリーチサイト\*14などによる侵害コンテンツへの誘導行為が、侵害コンテンツへ のアクセスを容易にし、著作権侵害を助長していることから、その対応策の検討が求められ ています。リーチサイト等の実態及びこれに関する課題、著作権制度に関する要望について 関係者からの意見聴取を行い,インターネットの利用を過度に規制することとならないよ う、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、検討を行っています。

## (6) クリエーターへの適切な対価還元

クリエーターは、著作物が利用される際に支払われる対価を基に、創作活動を継続してい ます。音楽やテレビ番組等を録音・録画する際の対価の支払いを定めた私的録音録画補償金 制度が、新しい機器やサービスの台頭に伴い形骸化していることから、クリエーターへの適 切な対価の還元の在り方が問題となっており、問題解決のための検討を行っています。

## 2 著作権の円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に 変化させています。このような状況の中で、文化庁は、著作物の流通促進の観点から、次の 施策を行っています。

## (1) 「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作物等の利用者の便宜を図るとともに、権利の実効性を高めるため、著作物等を集中的 に管理する事業が普及しています。これらの事業を行う著作権等管理事業者に対して,「著 作権等管理事業法」に基づき、年度ごとの事業報告の徴収や定期的な立入検査などを行い、 適切に事業が行われるよう指導監督を行っています(登録事業者数:29事業者(平成29年 3月1日現在))。

#### (2) 権利処理の円滑化に向けた取組

著作権者等やその所在が不明の場合に、文化庁長官の裁定を受けて著作物等を適法に利用 するための「裁定制度」の運用を行っています。平成28年度は書籍における著作物や放送 番組における実演など4万7.699件の著作物等の利用について裁定を行いました。

また、権利処理を円滑化する観点からは、著作物等の権利情報を集約化したデータベース の整備に向けての施策を平成29年度予算に盛り込み、実証事業を実施することとしています。

#### (3) 著作権登録制度の運用

著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保などのた め、著作権法に基づく登録事務を行っています。

<sup>\*14</sup> リーチサイト:自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず,他のウェブサイトに蔵置された著作権侵害コンテンツ へのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト

## 3 著作権教育の充実

著作権に関する意識や知識を身に付けることは、今日ますます重要となっており、中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。

文化庁では、全国各地での講習会の開催や 教材の作成・提供を行っています。講習会 は、国民一般、都道府県等著作権事務担当 者、図書館等職員、教職員を対象として毎年 十数か所で開催されています。教材は、児童 生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、 教職員を対象とした指導事例集、大学生や企



写真:平成28年度図書館等職員著作権実務講習会(東京会場)

業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q&Aデータベース「著作権なるほど質問箱」などを、文化庁ウェブサイトにより広く提供しています\*15。

また、文化庁では、平成24年の著作権法改正で導入された違法ダウンロードの刑事罰化に関する質問を整理して公開しているほか、関係事業者と連携しつつ周知に努めています\*16。

## 4 国際的課題への対応

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の国境を越えた新たな流通形態が生まれています。我が国コンテンツの海外での侵害形態として、CD、DVD等いわゆる「パッケージ」の海賊版(違法複製物)に加え、インターネット上の著作権侵害が深刻な問題となっています。文化庁では、積極的にこのような現状に対応した適切な海賊版対策を推進するとともに、国際ルールの構築に参画しています。

## (1) 海外における海賊版対策

アジア地域を中心に、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、 放置することのできない深刻な問題となっています。このため、文化庁では、権利者による 権利行使の実効性を高めるための環境整備を目的として以下の施策を講じています。

- ①二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請
- ②侵害発生国・地域における法制面での権利執行の強化の支援
- ③侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象としたトレーニングセミナーの実施
- ④侵害発生国・地域における著作権普及啓発事業の実施
- ⑤我が国の権利者等の諸外国での権利行使の支援

#### (2) 国際ルールづくりへの参画

#### ①環太平洋パートナーシップ協定への対応について

「環太平洋パートナーシップ協定」(以下,「TPP協定」という。)は、アジア太平洋地域の12か国の参画の下で構築された包括的な経済連携協定です。モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築することを目指

<sup>\* 15</sup> 参照: http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/

<sup>\*16</sup> 詳細については参照: http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/online.html

しており、著作権等の知的財産権についても、様々な内容について規定し、知的財産権の保 護と利用の推進を図る内容となっています。TPP協定は平成27年10月に大筋合意に至り. 28年2月には協定文書への署名式が行われました。

TPP協定で合意された著作権関係規定のうち、著作物等の保護期間の延長や著作権等侵 害罪の一部非親告罪化等の事項に関しては、我が国の著作権制度の見直しが必要とされてい ました。これらの事項に関しては、文化審議会著作権分科会における検討を経て、平成28 年12月9日に、著作権法の一部改正を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う 関係法律の整備に関する法律」が成立しました。著作権法の改正部分については、TPP協 定が日本国について効力を生ずる日に施行されることとなっています。

### ②WIPO関連事項について

このほか、国際的ルールづくりへの参画として、現在WIPO (世界知的所有権機関) $^{*17}$ に おいて放送機関に関する新条約の策定に向けた議論などが行われており、我が国は積極的に 参画しています。平成24年6月には「視聴覚実演に関する北京条約」が、また25年6月に は視覚障害者又はその他の読字障害者による著作物のアクセスと利用の促進を目的とした 「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機 会を促進するためのマラケシュ条約(仮称)」が採択されました。「視聴覚実演に関する北京 条約 については、26年5月に国会においてその締結が承認され、同年6月に加入しまし た。さらに、EPA(経済連携協定)交渉等の機会を通じて、アジア諸国を中心とする国々 に著作権等関係条約の締結を働き掛けています。

# 第 二 宗教法人制度と宗務行政

# ■ 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会な どの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万 2.000の宗教団体が「宗教法人法」に基づく宗教法人となっています(図表 2-9-35. 図表 2-9-36)

宗教法人制度を定める宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で 自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法 人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由 を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律 的な運営に委ねています。その一方で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性に配慮する ことを骨子として全体系が組み立てられています。

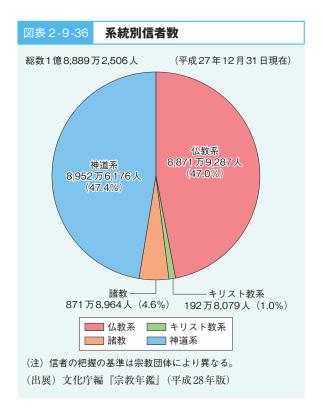
#### 図表 2-9-35 宗教法人数

(平成27年12月31日現在)

所轄	系統	区分	/	包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
文	神	道	系	124	94	218
部	仏	教	系	157	298	455
科学大	キリ	スト	教系	64	256	320
大	諸		教	29	79	108
臣		計		374	727	1,101
都	神	道	系	6	84,815	84,821
道	仏	教	系	11	76,934	76,945
府県	キリ	スト	教系	7	4,401	4,408
知	諸		教	1	14,369	14,370
事		計		25	180,519	180,544
	合	Ē	†	399	181,246	181,645

- (注) 1 文部科学大臣所轄:複数の都道府県に境内建物を有 する宗教法人や当該法人を包括する宗教法人
  - 2 都道府県知事所轄:一つの都道府県内のみに境内建 物を有する宗教法人
  - 3 包括宗教法人:単位宗教法人を包括する教派, 宗派,
  - 4 単位宗教法人:礼拝の施設を備える神社,寺院,教

(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(平成28年版)



## 2 宗務行政の推進

## (1) 宗教法人の管理運営の推進

文化庁では、都道府県の宗務行政に対する 指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、 宗教法人のための実務研修会などの実施、手 引書や映像教材の作成などを行っています。

また、我が国における宗教の動向を把握す るため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法 人に関する「宗教統計調査」を実施し、「宗 教年鑑」として発行するほか、宗教に関する 資料を収集しています。



宗教年鑑など

## (2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまったいわゆる「不 活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者 が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教 法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県においては、不活動状態に陥った法人について、活動再開が できない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、また、これらの方法で対応できな い場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進め ています。

## (3)宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し,宗教上の特性などに配慮するため,文部科学大臣の諮問 機関として宗教法人審議会が設置されています。

# 第12章 アイヌ文化の振興

## ■ アイヌ文化の振興

文部科学省と国土交通省では.「アイヌ文 化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識 の普及及び啓発に関する法律 に基づいて. 同法の規定に基づく業務を行う団体として指 定された公益財団法人アイヌ文化振興・研究 推進機構が実施する. アイヌに関する研究等 の助成, アイヌ語の振興, アイヌ文化の伝承 再生や文化交流, 普及事業, 優れたアイヌ文



国立アイヌ民族博物館外観イメージ

化活動の表彰やアイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業等を支援しています。

## 2 国立アイヌ民族博物館

「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運 営に関する基本方針について」(平成26年6月13日閣議決定)を踏まえ、27年7月に取りま とめた「国立のアイヌ文化博物館(仮称)基本計画」に基づき、国立アイヌ民族博物館の建 物基本設計を実施しました。

また.「国立のアイヌ文化博物館(仮称)基本計画 | において示された方針を具体化する ため、平成28年5月に策定した「国立アイヌ民族博物館展示計画」に基づき、展示基本設 計を実施しました。

今後は、平成32年度の開館を目指して、建物及び展示の実施設計、建物工事、展示工事 等を進めていく予定です。